

第七十一回国会 建設委員会 議 録 第二十三号

昭和四十八年六月二十七日(水曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

- 委員長 服部 安司君
- 理事 天野 光晴君
- 理事 田村 良平君
- 理事 渡辺 栄一君
- 理事 福岡 義登君
- 理事 今井 勇君
- 理事 小沢 一郎君
- 理事 梶山 静六君
- 理事 野中 英二君
- 理事 林 義郎君
- 理事 渡部 恒三君
- 理事 土井たか子君
- 理事 松浦 利尚君
- 理事 渡辺 惣蔵君
- 理事 林 百郎君
- 理事 北側 義一君

- 理事 大野 明君
- 理事 村田敬次郎君
- 理事 井上 普方君
- 理事 浦井 洋君
- 理事 小此木彦三郎君
- 理事 小淵 惠三君
- 理事 澁谷 直藏君
- 理事 浜田 幸一君
- 理事 宮崎 茂一君
- 理事 清水 徳松君
- 理事 中村 茂君
- 理事 森井 忠良君
- 理事 瀬崎 博義君
- 理事 新井 彬之君
- 理事 渡辺 武三君

出席國務大臣

- 運輸大臣 新谷寅三郎君
- 建設大臣 金丸 信君

出席府政委員

- 経済企画庁総合開発局長 下河辺 淳君
- 環境政務次官 坂本三十次君
- 運輸省港湾局長 岡部 保君
- 建設大臣官房長 大津留 温君
- 建設省河川局長 松村 賢吉君
- 建設省河川局次長 川田 陽吉君

委員外の出席者

- 環境庁企画調整局長 三喜田龍次君
- 水産庁漁政部長 渡辺 武君
- 岸漁業課長

- 通商産業省化学工業局窯業建材課長 原野 律郎君
- 運輸省港湾局管理課長 鈴木 登君
- 自治省財政局地方債課長 石原 信雄君
- 建設委員会調査室長 曾田 忠君

委員の異動

六月二十六日

辞任 船田 中君

同日 補欠選任 小淵 惠三君

辞任 石井 一君

同日 補欠選任 今井 勇君

廣瀬 正雄君

藤波 孝生君

清水 徳松君

松本 善明君

同日 補欠選任 林 百郎君

今井 勇君

小此木彦三郎君

宮崎 茂一君

土井たか子君

林 百郎君

同日 補欠選任 石井 一君

廣瀬 正雄君

藤波 孝生君

清水 徳松君

松本 善明君

六月二十七日

本源地域対策特別措置法案(内閣提出第一一

号)(参議院送付)

同日 建築設計監理業法制定に関する請願(福永一

君紹介(第七五六一号)

同外十八件(田中伊三次君紹介)(第七七一〇号)  
東高瀬川付替え跡地の利用に関する請願(新井  
彬之君紹介(第七五六二号))  
同日 建築設計監理業法制定に関する請願(野田毅君  
紹介(第七六七七号))  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件  
公有水面埋立法の一部を改正する法律案(内閣  
提出第一二〇号)

○服部委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、公有水面埋立法の一部を改正する法  
律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し  
ます。清水徳松君。

○清水委員 公有水面埋立法について御質問申し  
上げたいと思います。

この法案の内容には大別して三つのポイントが  
あると思います。まず、権利者の保護あるいは利  
害関係者の意見を尊重する等の手続に関する問  
題、さらにまた、埋め立て主体の問題また同時に  
所有権の問題、これが二つ目、そしてまた三つ目  
には、いかにこの埋め立てを利用していくかとい  
う問題があるかと思えます。こういったような  
問題についても、やはり埋め立てというものの対  
する基本的な態度、考え方というものがいかに  
よってはずいぶん違った扱い方が出てくるのでは  
ないかというふうに思うわけです。

これは政府のほうからもらった資料でございま  
すが、現在造成中の埋め立て地、それからまたこ  
れからの計画されているもの、それを見ましても、

建設省よりも運輸省がうんと多いわけですね。造  
成中のも建設省所管は八千五百一十一・六ヘク  
タール、運輸省は二万七千七百九十六・九ヘク  
タール、また計画しているものは建設省所管が一  
千四百五十七・四ヘクタール、そして運輸省は一  
万一千四百七十四ヘクタールという数字が出てお  
るわけでありまして、  
いままでいろいろ建設大臣を大体お相手にいた  
しまして御質問申し上げてきたわけですが、  
も、この埋め立てに対する基本的な態度について、  
建設大臣のほうは非常にわれわれとして納得ので  
きるような態度の御答弁をいただいたわけが  
が、いままでの同僚各議員の質問に対する運輸大  
臣の御答弁は何となく歯切れの悪さを感じたもの  
です。ですから、この際は建設大臣よりもまず運輸大臣  
に対して基本的な態度というものを伺いをいた  
したいと思っております。

○新谷國務大臣 私のほうは港湾関係でございま  
すから、港湾関係に限りまして御答弁を申し上げ  
ますが、先般も同じようなお尋ねがあったので御  
答弁申し上げたわけですから、日本の港湾は、  
現状を申し上げますと非常に設備が足りません。  
私が言うまでもなく、世界の貿易、資本、いずれ  
も自由化の傾向にございまして、したがって世界  
各国の相互の人物との交流が盛んでございま  
す。したがって、貿易の拡大に伴いまして、日本  
の港湾施設を見てもみますと、これは非常に足りな  
い点が多いのでございまして、したがって、港  
湾関係ではそういう貿易の方面からくる輸送需要  
に対応いたしまして港湾の整備をしなければなら  
ぬ。したがって適地に適当な埋め立てを行な  
わなければならぬというのが実情でございまして、  
先般も御質問があったからお答えしたと思うので  
すが、一番わかりやすい例は、船が日本の港湾に  
着いて一体どのくらいの時間をかけないと荷役が

できないかということ、滞船時間でございますが、いま滞船時間は平均いたしまして四十時間といわれております、世界でもまれな滞船時間でありませう。こういうロスをやっておるわけですか。という事は、港湾の運営も問題でありませうけれども、港湾の設備が絶対的に足りないということの証拠でございます。私もはそういう輸送需要に応じた港湾の設備を整備していく必要があると考えておるのでございます。

ただ、むやみやたらに設備を拡大すればいいのか、こういうことになりませうが、そうではございませんで、港湾法の改正案を先般も御審議いただきました。またこの公有水面埋立法につきましても御審議をいただいております。先般もこの点はお答えしたとおりでございます。

清水委員 ます、手続の面についてお伺いをいたしたいと思ひます。これは同僚議員が数多く御質問されておるわけでありませうが、いわゆる環境保全の立場、公害防止というようなことになりませうと、その埋め立ての及ぼすところをきわめて広範囲になるのではないかと、いろいろに思ひかけておるわけですか。そういうことになりませうと、埋め立てによって単に生業を失う漁業者を中心とする直接の利害関係者のことはもちろんでございませうが、それとは直接にわゆる権利として持つておらなくとも、広範な利害関係ということになりませうと、これは直接権利のない人までのことを考えていかなければならないと

いうふうに思ひます。そういうふうになりますと、現在縦覧とか意見書の提出、こういうふうな扱いがあるわけですが、やはりこれらの方々の意見というものを十分に聞くためには、公聴会なり、あるいはまた単に権利者だけの同意を得たというだけではなくて、その周囲の人たちの広範なる同意を得るための手続というものは必要じゃないか。つまり、極端に言うならば、いまこの法案にすぐ入れるとは申し上げませうけれども、この広範な利害関係者に対して、埋め立てについて、これは困るといったような異議申し立てのそういう手段はあつていいのじゃないかというふうに思ひかけておるわけですか。

特に弁護士会のほうから要望書も出ておるわけでございますが、これについては、少なくとも行政不服審査法に準じて口頭審査を採用されるのが当然じゃないか。さらに公聴会の開催等を義務づけて、実質的な資料の公開、閲覧等の確保などの規定が準備されるべきであるというふうな要望書が出ておるわけでありませうけれども、こういう意見に対してはどういうふうにお考えであるか、お伺いをいたしたいと思ひます。

川田政府委員 事務的な問題としてお答え申し上げます。

私どもとしては、権利者の範囲というものを、直接同意を得なければならぬ範囲に止りますと、どうしても水面権利者にせざるを得ないというところで現在の改正を考えた次第でございます。しかしその隣接区域、周辺地域等について、埋め立てによって実地上の影響、損害等をこうむる人も考えられます。そうした人方とは事前に十分御相談しなければならぬし、補償等のお打ち合わせも必要かと思ひますが、法律上の義務づけとして書くことすれば、やはり今回の改正程度というところで私どもとしては考えている次第でございますが、このたびの改正を機といたしまして、日弁連のほうからの各項目につきましても、いろいろまたいへん進んだ考え方も、私どもも勉強する機会を得た次第でございます。今後十分検討を

続けていきたいと思つております。

清水委員 この考え方について前向きに検討されるという御答弁であります。

この法案を見ましても、やはり一定の埋め立てに対する規制の方向というものがはっきり出ておるわけでございます。少なくともいままでのような野放しな埋め立てというものは許さない、あくまで環境保全、公害防止の立場から規制をされていかなければならぬんだというふうな一つの方向づけ、言うなればそういう念願というものは確かにあらわれておるような気がいたします。言うなれば念仏となえておるような気がするわけでありませう。念仏ですからその心根はきわめてよろしいかと思ひます。そしてまた、ヤマブキの花のように、きわめてきれいな花のような気がするわけですが、しかし、残念ながら念仏に終わっているような気がいたします。そうしてまた、花ならばヤマブキの花のようにちつとも実のならないような法律であるというふうな気がいたしておる次第です。

そこで、どうせいまのように、弁護士会からの要望を取り入れるというふうなことがすぐにもできないとするならば、せめてこの法律第三条で市町村長の意見を、しかもそれも市町村会の議決を経た意見を聞くということになっておるわけでありませうから、もう一歩前進させまして、この意見を尊重しなければならぬというふうな一項を入れて、少しでも実のある法律にする、そういう御意思があるかないか、お伺いをいたしたいと思ひます。

川田政府委員 お答え申し上げます。

地元の市町村長の意見、しかも市町村会の議決を経た意見、これを尊重するのは当然のことでございます。まあ運用上の問題といたしまして、私どもとしては免許するにあたって十分そうした御意見とか、あるいは公示、公告、縦覧によって出てまいります意見書の提出というふうなもの、その他すべての御意見を参考にしながら免許していかなければならないという考え方であります。

二

が、ただいまのところ条文上の表現としてはそういうことで、運用上解決できると思つております。

清水委員 それは運用上この意見というものが、法案にあるのかかわらず、尊重される、尊重するということをここに約束をしていただくわけですか。

川田政府委員 さようでございませう。

清水委員 この広範な利害関係者のことでいま御質問してきたわけですが、この埋め立てについては、単に埋め立てそのものについても非常に大きな影響が広範な人にあるわけですが、この埋め立てをするに際して、山から砂をあげるばかりじゃなく、土砂を取ってくるわけですか。これは先般の質問でも御答弁をお願いしたわけですが、山間部あるいは平地における砂あるいは土、こういったようなものを採取するに際して、その地域においても非常に大きな環境上、公害上の問題を起しておることは皆さん御承知だと思います。もちろん砂利採取法あるいは採石法等によって規制が加えられておることは事実でございますが、残念ながら土の採取については全然法的なものはないわけでありませう。先般も申し上げましたが、神奈川県、千葉県、埼玉県等においては、昭和四十六年に条例をつくりまして、これを届け出制にいたしました。若干なりとも規制を加えようとする努力をしておることは御承知のとおりであります。しかしながら届け出制ではなかなか十分な成果をおさめることができない。そこで、砂利採取法、採石法とあわせて採土法、土を採取する法律をつくつてこれを規制していくべきではないかというところを先般御質問申し上げましたが、これに対する明確なる御答弁がなかったわけですが、通産省よりお答え願えればと思ひますが、いかがでございませうか。

原野説明員 一般の土砂の採取が、砂利採取法あるいは採石法の対象から除外されておることは先生御指摘のとおりでございます。しかしながら、一般にこうした土砂の採取は砂利の採取とはその形態を異にしておりまして、いわゆる土木工事あ

が、ただいまのところ条文上の表現としてはそういうことで、運用上解決できると思つております。

るいは整地等のための除去、採取という場合が非常に多い。したがって、これらの工事そのものが規制されておるといのが一般でございます。たとえば、宅地造成の場合におきましては宅地造成等規制法によりまして、工事そのものが災害防止のための一定基準に適合しておること、またその工事の許可に際しましては災害防止のために必要な条件を付すことができるようにもなっております。さらにまた土砂の採取場所がいわゆる地すべり等の発生しやすい場所である場合には、地すべり等防止法によりまして工事の規制も行なわれておるわけでございます。このように、土砂の移動というものを直接的に対象とした規制法もございまして、私どもはまずこうした種々の法律の運用の強化によりまして、一般土砂の採取に伴う災害防止に対処すべきではないかというふうに考えております。

しかしながら、先生のこの前の御指摘のごとく、こうした既存の法律関係だけでは不十分である。かりに新たに土砂の採取を目的とした法律を制定するという場合につきまして、私ども関係部局内において検討をいろいろ行ないましたけれども、ただいま申し上げましたように、一般の土砂の採取は宅地造成等規制法あるいは国土保全の関係と非常に密接な関係がございます。また相当な部分はこれらの法律でも十分規制できるとも考えられておりますので、私どもといたしましては、むしろ建設省を中心といたしましてこうした問題を検討していくのが妥当であるという意見に落ちつきましたので、今後は建設省当局と連絡をとって、急ぎ検討を進めてまいりたい、かように考えております。

○清水委員 これから検討してつくる方向ならいいのですが、いまの場合だと、もうすでに山をくずしてからのいろいろな取り締まりの方法をとるといふことであります。私の質問は、山をくずす前に、この山はくずしていいの悪いのか、またその山をくずすことによつて、土を取ることによつて付近の環境の破壊にならないか、付近の住

民にどういふ迷惑がかかるのか、これは公有水面の埋め立てと全く同じような問題が起こるわけでございます。その点で、山をくずす前に許可制にしてこれを規制すべきであるというようにおっしゃることを申し上げておたわけでございます。その点を含めまして、まあ建設省と今後お話し合いをするのでしようから、ぜひ山くずしが始まる前にこのことについては、砂利やあるいは石を取る場合と同じように、嚴重にひとつ周囲の事情を勘案いたしまして規制をすることができるよう、そういう方向でのお話し合いを進めていただきたいというふうに思っております。通産省は建設省のほうにやってもいいという御要望でありますので、建設省のほうにも御答弁をお願いしたいと思います。

○川田政府委員 一般的に、危険地帯におきましては砂防指定地というふうな指定も行なわれております。それからまた急傾斜地等におきましては急傾斜地の危険地の指定も行なわれております。しかし土取りのように、普通そのままの状態なら何も差しつかえないという山を削るというふうな場合には、事前に規制をかけるという必要性も現実的に出てきておる次第でございます。また県によりましてはすでに土砂の採取規制とかあるいは土砂採取条例というふうなものを自発的につくっている例もございまして、土の採取の規制地域をまづ指定したり、採取計画を届け出させましたり、その採取計画についていろいろ監督指示をするというふうな体制で現実的に運用している例もございまして、私どもといたしましては、そういう実例をまづ各県に広く及ぼしまして、またその上で特別な法律措置も必要であるならば、通産省その他関係省庁とも相談いたしまして立法措置も考えなければいけない、こういうふうな考えでございます。

○原野説明員 御趣旨の線に沿ひまして、建設省当局と十分協力して検討を進めてまいりたいと思っております。

○清水委員 埼玉の場合は百二十八カ所、ことしだけでもあるわけですね。もうほとんど規制できま

せん。野放しです。どんな条例をつくっても、届け出制ですから、もうくずし始めちゃうわけですね。だからどうしてもやはり法的なさささが必要であるということでございますので、今後とも前向きな姿勢で御検討をお願いしたいと思います。

次に、これは権利者直接の問題であります。これからの公有水面の埋め立てはほとんど国家的な見地に立ちまして、都道府県あるいは国自体が責任をもって埋め立てるといふような方向に行くのじゃないかというふうな思われるわけでありまして、それから埋め立てをする主体も公共の団体でございます。それから埋め立ての目的も、もちろん国家的な見地に立つた目的の埋め立てということになると思っております。そういうことですから、それによって漁業権を放棄せざるを得ない方々に対する責任というものも国が負わなければならないのじゃないか。これは何も埋め立てに限らばならないのじゃないか。これは場合だつて、それからまた筑波学園の場合でも、その他いろいろの場合でも、農民がそういう立場に追い込まれるという場合も非常に多いわけですね。特に飛行場、発電所、それからいろいろのうらいうらう施設、そういう場合に、非常に広範にこれらの方々に対する補償の問題があるわけだけれども、補償をしただけでは済まない問題が現在起こっております。これは、先般質問のときに申し上げたとおりでございます。ですから、こういうようなケースが非常に数多く出てくるわけですから、やはり追跡調査をするなりして参考資料を集めまして、そうしてこれらの国家的見地に立つての埋め立て、あるいはその他の開発によつて生業を放棄せざるを得ない方々に対する離職者保護の立法を特別に必要とするんじゃないか。ぜひそうしていただきたい。駐留軍の労働者に対する離職者特別措置法と同じように、こういうふうな方々に対する特別措置法をぜひつくっていただきたい。これが、われわれのみならず、われわれの周囲にそういうふうな方がたくさんおられるわけですが、その方々の念願であるわけですね。

○清水委員 水産庁、いすか。

○渡辺説明員 お答申申し上げます。

埋め立てによりまして漁場を喪失いたしました、生活基盤を失ったというふうな関係漁民に対しての措置といたしましては、まず、事情の許す限り、漁業をはかの種類の漁業に転換するというようなことについて極力配慮しておるわけでございますけれども、先生御指摘のように、どうしても転換を希望するといふような漁民につきましても、将来の生活に不安のないように、十分な生活再建措置がとられるように都道府県等を指導しておるわけでございまして、現地におきましては、地方公共団体とか事業施行者等が中心となつて、職業紹介等の措置を講じておるわけでございまして。

先ほど御指摘がございました点につきまして、先ほど大臣から御答弁ございましたように、私たちとしても関係省庁とよく御連絡の上、検討してまいりたい、このように存じております。

○清水委員 これは非常に重要な問題でありまして、先ほどちょっと例にあげなかったのですけれども、ダムの問題なんかのときは、補償はされたけれどもそのあとたいへんみじめな状態になっているという例も再々見られるわけですから、ほんとうにその点については本気になって、このような離職者の方々に對する生業を保障する、何らかの仕事を保証する。アパートを建ててうまく運営すればいいじゃないか、そういうふうなことじゃなくて、生業を保障する。そのことについて

職業訓練をやるなり、またいろいろな紹介をするなり、法的な措置によつて、もっと責任あるやり方をとつてもらいたい、それをお願いするわけです。ここに水産庁長官もおられないわけですが、長官のみならず、農林大臣、建設大臣、みんな一緒にになりまして、政府が一体となってひとつこの離職者対策の立法化を考えてほしい。これは要望をしておきたいと思つています。

次に、埋め立て地の主体と所有権のあり方でございますが、時間ありませんので、はしょつて御質問申し上げたいと思つています。

埋め立て方式にはいろいろありますね。まず第一番に、国、自治体が行なう公共方式、それからいわゆる純粋に民間が行なうもの、それから第三番目に、よく千葉方式とかいわれております、いわゆる民間資金導入方式、それから新しい方式として委託方式、いわゆる形は公共団体がやるけれども、実際は全部、金も何も民間が出してやるというふうな委託方式もあるというように聞いておるわけです。いろんなこの基本的な考え方を、いわゆる環境保全、それからまた公害防止、あるいは利権防止とも言いたいわけですから、これについて、あくまで公共優先、福祉優先、こういうふうな方向を貫いていくためにも、もうすでにこの主体の問題から注意してかからなければならぬ問題だと考えます。いろいろな方法はあつたけれども、その方法のうち一番いい方法は何かあるか、どの方法が一番あるべき姿であるか。その点についてどのようにお考えになつておるか、お伺いしたいと思つています。これは運輸省、建設省、地方にお伺いいたします。

○岡部政府委員 先日の委員会のお話にもお話し申し上げたわけでございますけれども、先生おっしゃるとおり、埋め立ての方式としてはいろいろな種類がございます。そこで私どもの考え方としては、今回の法改正にも織り込んであるわけでございますが、埋め立てをいたしました土地をその後分譲していくような方式、これにつきましては私は私どもは、公的な立場の団体が実施する、

はつきり言えば地方公共団体がやりになるのが一番いいという考え方をはつきり持つております。ただ、それではそれ以外の問題、たとえば公共団体がやろうと思つても資金面で問題がある。これは資金導入が複雑をきわめましたような姿が実際あつたわけでございますけれども、私どもとしては今後の問題としては、なるべく地方公共団体がやりになるということが望ましいという考え方でございます。ただ、その土地を利用なさる方、先ほどの分譲型ではなくて、いわゆる最終利用者である私人が埋め立てなさるといふのは、これは今後ともあり得ると思つていますけれども、一般的に、大規模な、特に港湾区域内などでの大規模な埋め立てというふうなものの造成は、でき得る限り公共団体が中心になつておやりいただくというのを私どもは望んでおる次第でございます。

○清水委員 建設省は……

○松村政府委員 基本的にはただいま運輸省からお話がありましたと同意見でございます。特に分譲を主体とするものについては公共的な団体、これにやらせることが絶対かと思つています。今回の法律におきましてもこれは規制点をきめておるといふことでございます。その他、単独目的でもってそれがどうしても必要だ、やむを得ず必要だというふうなものにつきましては、これはあるいは私人的なものもあるかもしれませんが、主体としてはやはり公共的な団体、これが行なうということが良法だと思つております。

○清水委員 主体としては公共的な団体が行なうことが理想である、それから分譲を原則としては行なわない、行なうとしても公共的な団体に分譲するということでございます。

それについて非常に具体的な例があるわけですね。東京都の埋め立て方式といわれるものです。これは東京都の港湾審議会がことしの二月に中間報告の形で出しているものでございます。それによりますと、いままでの大企業本位の土地利用というものはやめまして、つまり工場敷地、港湾、

こういったより便利な方を中心とするというやり方をやめて、あくまで都民の生活に密着した土地利用に転換していく。それから第二点としては、この売却方式というものはいわゆる分譲はもう絶対にやらない。そして時価を基準とした貸し付け方式をとらう。そしてさらに、いま言った公共的な性格という住宅公団とか、そういうところであるかと思つておられますが、そういう場合でもいわゆる所有は絶対移さぬ。分譲はしないで、第三セクター的なものに運営させるといふような、三つの非常に特色のある答申案であるわけでありませう。自治省が来ておられるわけですが、この財源は、あくまで都がやる以上は、やはり金がないから起債でもつてするよりほかならうということでございます。そういう答申に対してはおそらく御存じだと思います。そういう御見解をひとつお伺いをしたいと思つています。

○岡部政府委員 ただいま御指摘のございました東京都の港湾審議会の中間答申については私も拝見いたしました。私どもの率直な考え方を言わしていただく、港湾の管理という面から港湾管理者の土地造成、その土地をいろいろなもので利用されてきたという従来の経緯から考えまして、私どもはこういう土地を公有地のままで保存されて、貸し付け方式をとられるという事は非常に望ましい姿だという考え方を持っております。と申しますのは、これは一時的には確かに起債をして、借金をしてこれをやるのですから、いままでみたいにこれを売りますとかなかなか借金返済ができない、そういう矛盾はあります。ただ、でき得ればこういうふうかっこうにいたしますと、長い目で見ますと非常に港湾管理者財政としても潤う、そういう問題が出てまいります。たとえば外国の例でございますが、例のオランダでユーロポートという港をつくつて、あそこには相当な工業地帯を造成しております。あれなんかは全部公有地のままで貸し付けをいたしております。した

がって、今度はあれが動き出しますと貸し付け料というので相当に入ってくる。ただ残念ながらいままでの日本の港湾管理者である地方公共団体としては、一時的な財政問題から売却せざるを得ないということがあつたわけでございます。そういう、ちょっと先生がおっしゃつた意味とは別の観点でいま申し上げたわけでございますけれども、私ども港湾の管理者を見ておられる立場といたしましても、非常にこういう方式にかわつていけるという事は賛成でございます。ただ現実の問題として財政面上問題があるという事はわかりませう、この点をどういふふうにしたらいいか、これは今後とも自治省等とお打ち合わせをしていかなければいかぬ問題だと思つております。

○石原説明員 臨海埋め立て事業につきましては、現在地方債計画上の区分としては準公営企業という事で、原則としてその埋め立て地の処分その他の収入で公債費の償還財源をまかなうというたてまえにいたしております。先般の東京都の港湾審議会の答申にありますように、これを公有地として保有し、その借地料あるいは権利金、こういうふうなもので償還財源をまかなっていくという事も一つの方向かと思つています。要は、準公営企業償還でございますから、最終的に都民の税負担にならないという見通しが立てられますならば、起債の許可の面では従来の準公営企業償還の枠内で一〇〇%充当が可能であろうと思つています。その辺は財源収支の将来見通しがどうなるかということにかかつていと思つています。私どもとしましては新しい行き方として検討していただきたいと思います。

○清水委員 この東京都方式というのは、これからの公有水面埋め立てのあり方としては非常に斬新なものがあるとわれわれも高く評価しております。保護、あるいはまたその利害関係者、いろいろな影響を受ける人たちのことも十分考へるといふこととがあるわけですが、この方向をぜひ今後とも埋め立ての一つの有力な考え方として政府として考

えております。

慮してもらいたい、そういうふうに思います。

特に、よく埋め立てについて千葉方式というところがいわれるわけですが、これが一番危険な状態じゃなからうかというふうに思います。千葉方式というものは、千葉中央埋立港の例でちょっとこの資料を見たわけですが、一平米当たり一万五千円くらいで埋め立てたものを、今度電電公社あたりにも四万円くらいで売り渡してある。これはまだ地価の安いころの話でございませう。そういうことで非常なぼろもうけといったようなことも考えられるし、しかも千葉方式では三分の二を民間資金、それから三分の一を千葉県が出しておるといふような関係があつて、その利益を三井不動産のほうに三分の二取り、そして千葉県が三分の一といったような山分けをしているわけにございませう。こういったようなことが埋め立てに許されておつたならば、ますますそこに黒い霧のようなものが起つていくのじゃないか。そしてまたこれは分譲されるわけですから、いま言った環境保全あるいは公害防止、利権防止といったような本来のことがどうしてもできなくなるのじゃないかというふうな気がするわけにございませう。

けさの新聞等で見ましたけれども、何か建設省や運輸省の重要な資料が建設委員会に流れておるといったような記事を実はいま拝見してきたわけです。こういったことはまた後の何かの機会をいろいろ問題にするだろうと思つて、企業と自治体なり政府との癒着ということ、こういったようなことを中心とします。深まっています。こういったことにもなりかねないわけですから、ひとつ十分の点を注意していただきたい。その点について、たいへん恐縮ですが、政府としての御見解を再度承りたいと思つております。

○岡部政府委員 ただいまの先生のおっしゃいました前段の方式、いわゆる千葉の中央地区の埋め立てにとられました千葉方式と称する民間資金導入型の方法というものは、決して私も望ましい方法とは考えておりません。先ほども申しましたよ

うに、この起業主体が県であるということについては私も望ましい方向であると思つていますが、その背後にいろいろな問題がございませう。先生のおっしゃったとおり問題もございませう。したがつて、この点については、要するに問題は資金面、財政面で、いわゆる財政資金だけではなかないといけないというところに問題があつたことは明らかでございませうので、そこら辺の問題についても十分今後自治省とお打ち合わせをしながら私も進めたいと思つておられます。

〔委員長退席、天野光一委員長代理着席〕  
それから後段におっしゃいました新聞に載りました事件につきましては、私も先ほどここへ出てくる直前に新聞を読んだだけでございませうので、まだ何も申し上げる段階にございませうので、ごかんべんをいただきたいと思つておられます。

○清水委員 埋め立て地を公有地にすべきだという問題にすでに入つておられるわけですが、この公有水面というものは文字どおり公有のものですか、私は埋め立て地というものは簡単に言うところ有地みたいなものだと思います。特にいま住宅あるいは公共施設、緑地の取得に自治体なり国が非常に困難を感じておられることは事実でございませう。特に公有地の確保に関する法律等をつくりまして、積極的に公有地の確保のために努力しておるといふ今日の状態でありませうので、せつかく公有地である埋め立て地でありませうから、これを簡単に分譲するといったような方向は今後絶対とらな

いようにきつて要望をしておきたいと思つておられます。質問点もございませうがこれはこの程度にして、ちょっとごく具体的な問題について二つばかり御質問申し上げて質問を終わりたいと思つておられます。

一つは水戸の射撃場の問題です。水戸の射撃場は、これはもちろん国有地でございませう。近くこれが返還をされるということになっておられるわけにございませうが、これについて茨城県のはうでは、工業港にするか、あるいはまた商業港にするか、それから観光開発をやるか、いろいろ考えておられるに聞いておられます。またさる大手の不動産も動

いておるといったようなことも聞いておるものから、特にこれは国有地であるという関係上、またこれは一般海岸でもあらうと思つておられます。いづれ何かをやるかとするならば建設省なり運輸省のほうに何らかの相談があつたのじゃないか、現在相談中であるのじゃないかというふうな思われませう。そういったような茨城県側の何らかの計画を聞いておられるかどうか、その点お伺いをいたしたいと思つておられます。

○岡部政府委員 本年の三月に返還されました水戸射撃場と地の利用計画という問題につきましまして、この返還以前から県としていろいろの計画を持っておられたということは私も承知をいたしておられます。具体的な問題としては、残念ながら、たとえば射撃場の中に全然はいれないというふうな問題、それからその前面のいろいろな調査をしようと思つてもなかなか思うにまかせませんでしたために、具体的な計画という段階にまで立ち至つていかなかったのが事実でございませう。そこで返還になりました、今後この土地をどういうふうな利用するかという点について県が現在いろいろ具体的な計画を練つておる中でございませう。これに対して私どもも、もう少し立ちま

なつてくるかと存じます。それから次に、いままですらどう利用をしようかという考え方であられたかという点について、ごく私の知っている限りで申し上げますと、あの地域を観光面、いわゆるレクリエーションに利用するということと、流通港湾に利用するという、その二つのものが主体で考えておられるようございませう。これと全然別個の問題で、私も運輸省として、北関東と申しますか、関東地域の流通問題から考えまして、水戸、大洗、日立、あの周辺にいわゆる新しい相当大規模な流通港湾をつくりまして、これを北関東の門戸にする。と申しますのは、東京湾がいま窓口になっておられます物流を、その北関東のものについては北関東の流通港湾というのから出し入れしたい。そういった

と、この過密地帯である東京湾周辺の通過交通が非常に減ってくるということを考えておる次第でございませう。

ただ、それとこの射撃場と結びつくかどうかという点につきましては、先ほども申し上げましたようにまだそこまで具体的な考え方の接触がございませう。これからのうしばらくの段階で具体的な調査ができてまいりますと、具体的にそういう意味でどういうふうに使ふべきかというふうな点の県のお考えを伺い、われわれの考えも申し上げ、あるいは港湾として利用するかどうかという計画にするべきだといふような点についても、われわれとして御相談にございませう。

○清水委員 これからの問題ですであらうかじめお願いしておきたいことは、こういったような、鹿島港建設と同じように非常に大規模なものにならうかと思つておられます。この点特にこの手続面、それからいわゆる埋め立ての主体の問題、そしてまた所有権の問題、運用の問題等々、本来この公有水面埋立法に盛られようとする今後の方向づけになっておられますが、ひとつこの精神というものを十分生かした利用のしかたを考えていただきたいというのを希望を申し述べ、あとは何らかの機会に質問をいたしていきたいというふうに思つておられます。

次に、週刊朝日——朝日新聞のやつておる週刊本です。これは書いておらないだらうという考え方に立って御質問申し上げるわけですが、東京湾百六十キロ、この海岸線があるわけですから、まだ埋め立てをしないで残されている海岸線は六十キロほどです。その六十キロを大々的に埋め立てまして百万戸の住宅を建てようといったような、たいへんな大ぶろしきであるわけですから、この案に対して前建設大臣の根本さんの名前も出てきたり、田中総理の名前が出てきたりして、もうみんなだいたい乗り気であるといったようなことも書かれておられるわけにございませう。とこ

ろが交通問題、それからまた環境保全の問題、第一、水の確保の問題等々でたいへん重要な問題を持っておるわけです。先般の公聴会においても、東京湾の埋め立てというものがどういうような影響があるかということについて、特に海員組合の出身の方からはいろいろ弊害のことについて参考になる御意見があったわけですが、非常に重要な問題であると思います。大府政府としてこの計画に対してどのようにお考えになつておるか。何しろ考えている人は、埋め立てについてはたいへんな能力を持つておるといわれる藤田観光の小川栄一さん、こういったような方でもございまして、これはまんざらこれだけの話じゃないのだらうという気がするものですから、その点、念のためお伺いしたいと思います。

○松村政府委員 この大規模な東京湾の埋め立ての構想、これにつきましては、私どももいたしましても週刊誌その他から聞いていた程度で、この内容の実態その他について具体的に検討したことはございません。これに対しては、ただいま御指摘の種々の問題はあります。したがって、これを建設省といたしまして正式に取り上げてどうするということは現在はお考えしておりません。ただし、この問題につきましてはいろいろのところで論じられていることはございまして、これから対する内々の検討はいろいろ進めていきたいと思っております。非常に問題が大きいので、早急にそれをどうするという結論的な線はおそらく出ないのではないかとこのように考えております。

○清水委員 質問はいろいろたくさんあるわけですが、時間も参りましたのでこの程度にしてやめたいと思っておりますが、要は埋め立てについての三つの原則、環境を保全しよう、それから公害を排除しよう、そしてまたその利用についてはいまままでのような産業優先のやり方からあくまで生活優先、公共の福祉を重点とした運用をしていかなければならない、そのためにきわめて慎重、厳重なる調査を基礎にして埋め立てというものが

行なわれなければならない、このことをぜひ今後とも貫いていっていただきたい。次に、埋め立てを行なうにあたってはやはり国あるいは自治体が責任をもってやるべきである。そして権利者に対しては十分な補償。そして特に先ほど申し上げました生業の保障。さらにまた広範囲にわたる利害関係者の意見というものが十分反映されるように、尊重されるようにしなければならぬ。さらにまた、埋め立て地は分譲といったようなことは絶対やめ、公有として、あくまで先ほど申し上げました福祉優先、そして所期の目的を果たすための運用をしていかなければならぬ。

これがわれわれの埋め立てに対する基本的な態度であり、総括的に言って、埋め立てというものはそう簡単に許されるべきものではない、いわゆる促進ではなくて規制をさるべきであるという立場に立つて御質問を申し上げたわけですが、今後こういうような方向が貫かれるように強く希望をいたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。

○天野光委員長代理 松浦利尚君。

○松浦(利)委員 私は、まず基本的なことについて、二お尋ねをしておきたいと思うのです。公有水面の埋め立てというのは、国土の利用計画というものが明らかにした上で公有水面の埋め立てというものが行なわれるべきだ、このように思うのですが、運輸大臣おいでですが、私の申し上げておることは間違いありませんでしょうか。

○新谷國務大臣 そのとおりだと思います。○松浦(利)委員 それでは、実は昭和四十四年以降の運輸省の運輸白書を読ましていただいたわけですが、実はこのように書いてあるわけでありまして、臨海工業地帯の造成実績をみると、昭和二十九〜四十三年度で約二億一千五百万平方メートルに達しており、臨海工業地帯の開発がわが国の工業発展に果たした役割は大きい。臨海部に立地する工業は鉄鋼、石油精製、石油化学、造船、機械などの

重化学工業から食品、木材関連まで多業種にわたっているが、いずれも原材料の海外への依存、海上輸送の有利性などにより、港湾を中心とした臨海部への立地を必要としている。これらの臨海工業が今後更に生産規模を拡大し、また流通の合理化を進めていくためには、立地条件がすぐれかつ、計画的に広大な用地を得ることのできる臨海工業地帯の開発がますます重要となる。こういうように四十四年度の運輸白書は述べておるわけでありまして、ところが、四十七年度の運輸白書を見ますと、これが修正されてきておるわけでありまして、ふりに表現が変わってきておるわけでありまして、全文読み上げますと「国土が狭あいで、平たん部の少ないわが国では、以前から海面を埋立て、各種の用地造成を行なってきたが、最近に至り、埋立に伴う自然景観の破壊、埋立地に立地した企業が排出する工業排水、排煙等による環境汚染が顕在化し、これらの問題の解決が焦りの急とされておる。そこで、運輸省では今後の埋立についてその工事の実施に際しての自然景観の保全に対する配慮を一層強化するとともに、埋立地のしゅん功後における利用、管理について、適切な計画のもとに行なうよう規制、指導等を行なうこととしておる。ここでこういうふうううたつておるわけでありまして、

これは明らかに計画が変わってきておるわけでありまして、その点は、四十四年度の臨海に対する用地造成というものが四十七年度に大きく転換をした。その転換した内容というのは、工業生産その他の計画に大幅に修正をもちたもの、こういうふうに理解してよろしいですか。

○新谷國務大臣 四十四年度の白書と四十七年度の白書と比較してお読みになりました、変わったのかということですが、そのとおりでございます。これは基本的な考えからいいますと、先ほども御説明をいたしました、日本の港湾施設がいまの海上荷役に比較いたしますと絶対的には非常に足りない。したがって、ましてその整備をしなければならぬ。大規模に整備をすることになります

と自然埋め立にも関係してまいります。港湾の整備というものは埋め立てにも関連してまいります。は事実でございます。その必要性は変わらぬものですが、しかしいろいろの立地条件を考えます場合に、いま四十七年度の分をお読みになりました、その中に書いてございますように、ただ経済成長型の政策をとるだけでは足りなくなってきた。でありますから、先ほどから申し上げておりました、私のほうの港湾法の一部改正におきましても、またこの埋立法の改正におきましても、非常に重点を置いておることは、環境の保全あるいは公害の防除ということでございます。そういう要望にこたえて、もちろんわれわれのほうだけじゃございません、通産その他関係各省がやはりそういう点に着眼をいたしまして、立地条件の作成といえますか立案といえますか、そういう土地の利用計画の策定にあたりましてそういう方向で各官庁とも考えるようになってまいりましたので、われわれのほうもそれと対応いたしまして、港湾の整備ということにつきまして十分その点を考慮しながら、地方の港湾計画に対して指導を行なつておるといのが実情でございます。

○松浦(利)委員 それじゃ事務局当局にお尋ねをいたしますが、昭和四十四年当時の公有水面の埋め立て計画、それと四十七年度の公有水面の埋め立て計画、これは変更があったわけですか。

○岡部政府委員 先日の委員会でも御答弁申し上げたわけですが、埋め立て計画というものは、港湾区域に關しましての公有水面の埋め立て計画というものは、オーソライズされたものは私どもも持っておりません。と申しますのは、各港の港湾計画に伴いまして、港湾のいわゆる公共事業の計画と申しますものは、港湾整備緊急措置法という法律に裏づけられました港湾整備五カ年計画というものを持っております。これは閣議決定を見るものでございまして、この計画に付帯してそれぞれの港の計画というところで、こういうふうううにこの五カ年間に埋め立てていきたいというふうううに希望を集計したものは、予算の折衝等事務的に必要になりますので

と自然埋め立にも関係してまいります。港湾の整備というものは埋め立てにも関連してまいります。は事実でございます。その必要性は変わらぬものですが、しかしいろいろの立地条件を考えます場合に、いま四十七年度の分をお読みになりました、その中に書いてございますように、ただ経済成長型の政策をとるだけでは足りなくなってきた。でありますから、先ほどから申し上げておりました、私のほうの港湾法の一部改正におきましても、またこの埋立法の改正におきましても、非常に重点を置いておることは、環境の保全あるいは公害の防除ということでございます。そういう要望にこたえて、もちろんわれわれのほうだけじゃございません、通産その他関係各省がやはりそういう点に着眼をいたしまして、立地条件の作成といえますか立案といえますか、そういう土地の利用計画の策定にあたりましてそういう方向で各官庁とも考えるようになってまいりましたので、われわれのほうもそれと対応いたしまして、港湾の整備ということにつきまして十分その点を考慮しながら、地方の港湾計画に対して指導を行なつておるといのが実情でございます。

持っておりますが、そういうものしかございませ

ただ、いま先生のおっしゃいましたように、四十四年ではございせんが、四十五年の八月に、四十六年度以降、現在等ございせん五カ年計画に對します各港の港灣管理者の計画を集めました一つの計画というものはございせん。五カ年間で工業用地を造成する必要があるという考え方の計画を集計したものでございせん。四十六年から五十年に至ります埋め立ての量というものは想定は、集計いたしました約一万七千ヘクタールの埋め立ての計画がございせん。

そこで、現時点で一体それをどういふふうに見ておるかという点につきましては、私どもの考え方から申しますと、これよりもっと減らすべきであらうというものは明白に考えております。ただ、来年度以降の五カ年間の計画を集計して、いろいろヒアリングをいたしておる最中でございせん。これが作業が来月中旬ごろまでかかるわけでございせんが、それが終わりますと、大体どのくらいの要望があるという、いま申し上げました数字が、まだ集計ができておるわけでございせん。現在ヒアリングの最中でございせん。ただ、いずれにいたしましても、工業用地の要請というものは埋め立ての要請というものがこの時点でぐっと減つてきつたことには明白でございせん。

○松浦(利)委員 非常に抽象的な答弁でわかりにくいのですけれども、冒頭大臣が言われたことは、国土利用計画があつて埋め立てがあるという原則は確認しておられます。法律もそういうふうになつておられます。ところが、そういう国土利用計画のあれが明確になつておらない。埋め立て計画というものがまだオーソライズされておらない。おそれる建設省のほうでもわからぬだらうと思つておられます。そういうことであるとするなら、それができるまでは公有水面の埋め立ては一切禁止するということになるわけですか。そういう計画が前提になければ公有水面の埋め立てはできな

いということになるわけでしょう。禁止するということになるのですか。そういう点を大臣からぜひお聞かせいただきたいのです。結局、先ほど原則を確認していただき、それじゃ公有水面の埋め立てをどうするのだ。四十六年から五十年の計画ですらまだオーソライズされてないでしょう。四十七年の運輸白書にはこう書いてある。しかも埋め立ては減らすのだ、観念的にはそう言うけれども、具体的に数字はどうなのかということがはっきりしておらなければ、実際われわれは審議できないでしょう。

○新谷國務大臣 政府委員のお答えしましたのと、私、別に違つたことを言つておるわけじゃないのですが、私が申し上げたのは、全体の五カ年間なら五カ年間の埋め立て計画、これを閣議決定するとかいふような作業はいたしてないと思つておるけれども、港灣サイドから申しますと、御承知のように港灣管理者、これは府県知事でございせんが、府県知事がその土地の利用計画をきかして、この部分はどうかという、陸上の都市計画とかそういうものとも対応させました、埋め立ても含めて、この港灣の整備をどうしたらいいかということもきかして、そうして地方の港灣審議会にかかして、それをわれわれのほうに報告してくるわけでございせん。私のほうでは、そういう土地の利用計画から見まして、それがいいかどうかということを見まして、その上で必要があれば府県知事に対して運輸省としての意見を述べるといふようなことで、お互いに協議をした上で最終決定をするという段取りをとつておるわけでございせん。

その場合に、先ほど仰せになりましたが、いままではただ船が入ればいい、港灣の能率があがればいいということだけを、だけでもなかつたですけれども、そういうことを主として港灣計画が定められていたのじゃないかと思つておられます。その点につきましては、先ほど申し上げたように環境の保全でありますとかあるいは公害の防除でありますとか、そういったものについて十分の配慮を

いたした上で港灣管理者も、つまり府県知事もわれわれのほうに港灣計画を出してくる場合にはそういうことを十分に配慮して計画を立ててくれることになつておられますけれども、さらにわれわれのほうでもそういう点に重点を置いて、土地の利用計画をきかして、そして港灣の整備をやらせよう、こういう態度であるということも申し上げたわけがございせん。だから土地の利用計画というものがやはり根底になりましてその土地における港灣の整備というものがきかしてきておるといふことでございせんから、その点は政府委員の申し上げましたところと違わないのでございせん。

○松浦(利)委員 それじゃ、この数字が正確かどうかわかりませんが、政府から発表された資料等を中心にして具体的に伺つておるわけですか。現在ある新全国総合開発計画の見直しでは、具体的な資料として新たに約二十万ヘクタールの工業用地が必要とされておるわけですか。そのうち十萬ヘクタールは海上埋め立て、こういうふうになつておるわけですか、この計画はそれで具体的な変更なるのかどうか。海上埋め立ての十萬ヘクタールは変更する意思があるのですか、そのままでいいか、具体的に伺つておるわけですか、まだ来てないか。

○松浦(利)委員 公有水面の埋め立ての主管は運輸省と建設省です。だから運輸省と建設省が知つておらなければいかぬはずですが、何も企画庁が来なくたって、極端にいうと、協議してきめるとさつきから言つておられるのだから、現にこの新全総をきかめるときは政府間で具体的にきめておられる。閣議決定をしておる。そのとき具体的な資料の中に十萬ヘクタールは海上埋め立てと書いてある。これをどうするかということとを質問します。

〔大野(光)委員長代理退席、委員長着席〕

○川田政府委員 お答え申し上げます。

昭和四十四年に策定されました新全国総合開発計画におきましては、昭和四十年から六十年まで

の二十二年間になされる公有水面の埋め立てによる国土面積の増加を約十萬ヘクタールと推計いたしておりますが、この推計は、近年における私どもが統計上把握いたしました年平均実績、建設、運輸両省合わせて約五千ヘクタール弱と思われまが、その二十年分という計算で十萬ヘクタールという推計を出したものとどういふふうにお答え申し上げます。

○松浦(利)委員 先ほど運輸大臣は、四十四年の運輸白書と四十七年の運輸白書ではどういふふうの内容が違つたと言ひ、しかも政府委員の説明によるとその埋め立ては大幅に修正するのだ、減らしていく方向だと言つておられる。そうだとすると、この十萬ヘクタールの海上埋め立てというものは当然変えなければいけないのです。だからそれは変えるのですかと、こう質問しておる。変える意思があるのかないのか、そのことです。

○岡部政府委員 たいま私の立場で、そういう意思があるかないかというふうな御質問でございせんが、非常に言ひにくかつたのでございせんが、私どもの考え方、いまの新全総の段階で十萬ヘクタールというものに対して現在私どもがどう考えておるかという考え方についてだけ言わせていただきます。

あの時点で考えました十萬ヘクタールの工業用地というものは、相当に膨大な、いわゆる大規模工業基地として海上埋め立てという工業用地が予定されてはいたしてございせん。それが現在こういう環境問題が非常にむずかしくなつたという点から、そういうものがそのままでいいかどうかという点については私ども自身非常に疑問を持つておられます。したがつて、たとえば極端な例を申し上げますれば、周防灘の開発問題、これを一つ取り上げても、埋め立ての量というものは相当減らさざるを得ないという点がございせん。したがつて、先生の御指摘のようにいたしま経済企画庁では新全総の総点検の作業をやつてははらずでございせん。その中で当然いろいろ検討してはいると思ひますが、私ども自身としても、こ



だ、そういうことは環境庁で明確に出しておられ  
ますね。

一つの例ですが、これは瀬戸内海の関係であり  
ますけれども、環境庁に瀬戸内海国立公園管理事  
務所というのがあります。ここが瀬戸内海の  
実態を明らかにした報告書を出しておられるわけ  
です。その報告書の中でこういうふうにいってお  
る。「瀬戸内海は、戦後沿岸部の相次ぐ埋立と干拓  
で浅海漁場は失われ、干拓、埋立地は汚染源に  
一転した。これ以上の埋立を国として強力に規制  
しなければ、瀬戸内海の自然は守れない」という  
報告をこの国立公園管理事務所が出しているわけ  
です。そうすると、環境庁はこの瀬戸内海の埋  
め立て等も——これは瀬戸内海の埋め立てだけで  
あります、この瀬戸内海の埋め立てに限定する  
と、もう瀬戸内海の埋め立てはやってもらっては困  
る、工業立地のためにそういうことをやってもら  
っては困る、そういうことで環境庁は統一され  
ておる、あるいは統一されておらないのか、その  
点をひとつお聞かせいただきたいと思うのです。  
これは環境庁の国立公園管理事務所の報告です。

○坂本政府委員 たいだいま瀬戸内海を例にとられ  
まして、そして公有水面を埋め立て、そこにいま  
までずっとわが国のいわゆる資源多消費型と申し  
ましようか、はつきりいえば公害型企業を立地さ  
せてきた、もうこれ以上埋め立てをして、そこで  
公害を出すような工場はここでストップをしなけ  
ればならないという基本方針はおっしゃるとおり  
であります。いま私もやはり環境の保全とい  
う点を優先させまして、そして環境アセスメント  
というもので十分チェックをしていくつもりでござ  
いますけれども、具体的な動きをいたしましては、  
各県でも、瀬戸内海保全法というものをにつくっ  
て、公有水面を埋め立て、その上にいままでどお  
りな公害企業を乗せていくというふうなことで  
あってはならぬのでありまして、やはりきびしい  
環境保全上のチェックの上で……あるいは埋め  
立てをするにしても、これは公害の少ない企業だ  
とか、あるいはまた公害防除に必要な埋め立ても

あるでありましょう。いろいろな種類はありま  
しょうけれども、環境保全上の十分なチェックを  
しないでいたすらに公有水面の埋め立てを続ける  
というふうなことはやはり慎んでいかなければなら  
ぬ、こういうふうな考えでおります。

○松浦(利)委員 私には先ほど全国的なことを申し  
上げました。いま瀬戸内海に限定して政務次官に  
お尋ねしたのですが、おたくの瀬戸内海国立公園  
管理事務所のほうから報告が上がっておるはずで  
す。その報告書が、これ以上の埋め立てを国とし  
て強力に規制しないためだ、自然環境は守れな  
い、こういっておるのです。一方ではやはり埋  
め立てをやるといふ。そうなつてきますと、自然  
環境を守るといふ前提、たとえばPCB、水銀問  
題でたいへんな問題が起こっておりますけれども、  
も、現在排出しておる工場そのものもそういう  
公害というものがとまらないと、極端にいって新  
しくできた工場からはありませんとすることに  
ならぬわけでしょう、公害が拡散されるわけです  
から。そういう前提に立つと、当面は現在ある工  
場に対してすべての公害源を断ち切ってしまう。  
そうしてそれが断ち切れるという見通しが立った  
後に工場立地のためのそういう土地造成は認め  
ていくのだ。しかし瀬戸内海はだめだぞ。やはり  
せつかく末端のところから上がってきた報告です  
から、そういう報告をやはり行政に生かすとい  
うことで検討を加えていただかないと、私は何の  
ために末端の人たちが苦勞しておるのかわからな  
いと思うのです。ですからそういう面では、  
この公有水面埋立法から入る工業立地のため  
の公有水面の埋め立て造成ということについては  
は、環境庁はきびしくあるべきだと私は思うので  
す。従来は情性ではいかぬと思うのです。そ  
ういった面でもうひとつの面については原則とし  
てはもうきびしく規制をしていくのだ、そういう  
ことを、やはり末端が言っておるように環境庁  
はやるべきだと思っております。その点について政務  
次官のほうからひとつ明確にお答えいただきたい  
と思います。

○坂本政府委員 基本的にはおっしゃるとおりで  
あります。環境保全上きびしく環境アセスメント  
などを行なってチェックしていくというものは  
おっしゃるとおりであります。私もこの間、瀬戸  
内海を超低空でビークラフトに乗りまして視察  
もいたしましたけれども、確かにこれ以上の汚染  
は許すべからず。各県いろいろな具体構想をお持ち  
でございます。やはりいままでの汚染を  
ぐっときびしく押え込むと同時に、これからのい  
たずらなる工業立地型の埋め立てというものにつ  
いてはきびしく対処していくことは当然の  
ことだろうと思っております。

○松浦(利)委員 建設大臣に国務大臣としてひと  
つ御答弁をいただきたいのですが、所管からある  
程度はずれずともいいたのですが、いずれにしても  
現在の公有水面の埋め立てというものはほとんど地  
方公共団体が行なうのです、あるいは第三セク  
ターが行なうのです。従来のように民間企業が  
行なうというケースはもう少なくなつてくると思  
うのです。これからは大規模工場団地造成しかな  
いわけですから。そうしてくると、地方公共団  
体が行なうということになつてくれば、地方公共団  
体が行なうというものは少なくとも国の国土総合  
計画というものの中に入れて行なわれていく  
だろうと思っております。そうでなければ私はさ  
だかと思うのです。そうすると、国土計画というものを  
つくるのは政府でしょう。だとすると、従来あつた埋  
め立ての感覚、従来あつた新全線からくる海上埋  
め立て、こういうものは、いま環境庁のほうは  
公害という面でも押えていかれるということですが  
れども、これからは国務大臣としてそういう環境  
という問題も考慮し、この運輸白書にそういう  
しているわけですから、極端な産業立地型の造成と  
いうものは押えていくべきだ、こういう方向に埋  
め立てというものが進まなければいかぬと私は思  
うのです。少なくとも転換をせざるを得ないと思  
うのです。そういう点について従来のパターン  
ではなくて、要するにそういう産業立地型の公  
有水面の埋め立て造成というものから、環境破壊

を伴わない福祉型の公有水面埋め立て造成とい  
う方向に転換をしていくべきだ、私はそう思う。そ  
の点については、埋立法に関する大臣の所信をひと  
つお聞かせいただきたいと思っております。

○松浦(利)委員 それでは運輸大臣にさらにお尋  
ねをいたしますが、実は四十七年度の運輸白書に  
よりますと、こういうことが書いてあるわけでは  
ない。埋立地の利用目的のないものについては、  
埋立を免許しなかったが、今後は、廃棄物の処分  
のための埋立については、しゅん功後の利用目的  
のないものについても免許を与え、都市環境問題  
に対処することとしている。こういうのが四十七  
年度の白書に出ておるのです。そのことは、利  
用目的が全然ない、しかし産業廃棄物を公有水面  
埋め立て地に持って行って、公有水面にほとんど  
捨てる。造成したあとの利用目的がない。要する  
に産業廃棄物を処理するための公有水面埋め立て  
造成については、これはほとんど認められている  
ということが書いてあるわけですが、環境庁にはそ  
ういうことについては事前に御相談がありました  
ですか。

○三喜田説明員 廃棄物の処理につきましては、  
環境庁は最終処理の基準を定めておりますので、  
その最終処理の基準に従わない埋め立ては認めら  
れないというふうな考えでおります。

○松浦(利)委員 最終基準とかどうかということ  
は別に、現に産業廃棄物については公有水面  
を埋め立ててよろしい。要するに、利用目的がな

くても産業廃棄物を捨てる場所として公有水面を  
提供しようということを通運輸省がいつておるわけ  
です。そのことについて環境庁に相談があったか  
と聞いておる。環境庁もよろしいといつてアグレ  
マンを出しておるのですか。たいへんな問題です  
よ。このことを私はお聞きしておる。

○三田田説明員 その件については環境庁はオー  
ケーをされているわけではございません。

○松浦(利)委員 政務次官、大臣がおられないの  
ですけれども、こういつた大切な問題、公有水面  
の埋め立てに関する監督は建設省と運輸省が行な  
うのです。埋め立てるのは何を投げ込んでもいい  
んだ。しかも四十七年度の運輸白書にちゃんと書  
いてある。産業廃棄物の処分のために埋め立てす  
る場合には、造成ができたものに対して利用目的  
がなくてもそれを許可するんだ、こうなつておる。  
そうしますと、産業廃棄物を捨てるからここをこ  
ろ埋め立てたいということ民間から出された場  
合、これでいくとどんどん認めることになる。そ  
ういう重大なことがなせ環境庁と相談されないの  
か。運輸白書というのは国民に発表されておるも  
のですから私は問題があると思つて、こういう  
点について政務次官の感想をひとつ聞かしてくだ  
さい。こんな運輸省の行き方について、環境庁政  
務次官としてのあなたの判断、考え方を聞かして  
ください。

○坂本政府委員 運輸省のほうから産業廃棄物の  
埋め立てのことについて環境庁のほうにはまだ相  
談はないということでございますが、いま所感を  
述べるとおっしゃいますから申し上げますが、産  
業廃棄物にしてる生活廃棄物にして、これはいま  
いへん重大な問題でございますから、この処理  
ということはおそらくやってもらわなければ困るわ  
けです。その一端として公有水面でこれを埋め立  
てる、それも一つの方法であろうと思つて、いか  
に廃棄物であろうとこれがまた環境汚染を二次増  
進いたしますなどということについては困るわけ  
でありますから、そのときにはいろいろな基準を

設けて、また環境アセスメントを十分に行ないま  
して、これはやはりケース・バイ・ケースで考え  
ていかなければならない。全面的にだめだとい  
えませんが、全般的にオーケーといふわけ  
にもまいりません。環境保全上のアセスメント  
をやつて十分に対処したいと思つておる。

○松浦(利)委員 私は非常に不満です。公害の  
臨時国会が開かれましたときに一番問題になつた  
のは、産業廃棄物の処理をどうするかということ  
です。この産業廃棄物の処理でコストが上がる  
かどうかという問題が出てきておるわけでは  
ない。そのことは国会での議論があつたはずで  
す。立てておるものが今日公害を生んでおると環  
境庁はいつておるし、瀬戸内海の国立公園管理事  
務所のほうではこれ以上国が埋め立てをしてはい  
かぬ、規制せよといふことをいつておるのです。埋  
め立てそのものが問題になつておるのに、その埋  
め立てするために産業廃棄物を公有水面に捨てて  
よろしい、それで土地が造成されても、これは利  
用目的がなくてもかまわぬのだというふうな感覚  
で監督官庁である運輸省が臨んだのじゃ、幾ら公  
有水面埋立法を改正して、いろいろと政府が努力  
していても、私は問題は解決しないと思つておる。  
こういう問題についての政府の見解を明らかにし  
てください。一体これはどうするのか。運輸白書  
から削るのかどうか、あるいは不十分ならどうい  
うふうに補正するのか、その点をひとつ明確にし  
てやつてください。もう政府委員の方たちは  
いいですよ。その点をひとつきりしてください。は  
つきりしてから私の質問を続けます。(発言する者あ  
り)

○岡部政府委員 ただいまの運輸白書に載つてお  
ります表現、私の立場から補足説明をさせていた  
だきたいわけでございますけれども、たとえが東  
京湾において夢の島といわれておりましたものが  
ご家庭のごみ廃棄物の処理場、そういうものがご  
ざいます。現在中央防波堤の内側に埋め立てをし  
ておりました、そのところにごみを捨てるわけ  
あります。それから大阪市においてもやはり都市

廃棄物の処理場ということ、実は四十八年度か  
らそのごみ処理場の周辺の護岸を国庫補助する  
という新しい予算措置までいたした次第でござい  
ます。いまの段階ではこういう埋め立てでごみを処  
理せざるを得ない。そういうところに対する場合、  
普通でしたら埋め立て地としてなるべく早く埋め  
立てをいたしまして、その土地をどういうふう  
に利用するかというのが問題でございますが、こ  
ういう処理場というのは逆に、埋め立てがなると  
おそくてごみが収容できるのが目的でございま  
す。したがつて、最初の埋め立てを認めるとい  
うところがなかなかきかぬかかかかか、そうい  
うところ、これはどういうふうに使つかとか、そう  
いふところがなかなかきかぬかかかかか、そうい  
うところ、そういうことで、そこまで踏み切らな  
ければ都市廃棄物の処理というのはいへんな問題  
であるといふ考え方でそこに記載した次第でござ  
います。

○松浦(利)委員 夢の島に産業廃棄物を捨ててお  
りますか。失礼なことを言いなさんな。ぼくは産  
業廃棄物を聞いておる。ここには明らかに産業廃  
棄物と書いてあるじゃないか。何で夢の島に捨て  
るものかね。夢の島に捨てておると言ふが、どこ  
に捨てておるのか教えてください。美濃部知事が  
どこに捨てておるか教えてください。

○岡部政府委員 ごくわずかにございしますが、産  
業廃棄物は捨てております。

○松浦(利)委員 夢の島のどこに捨てておるか。  
○岡部政府委員 場所はどこであるかということ  
存じませんが、ごくわずかにございしますが捨て  
ております。それから大阪市においても、ごくわず  
かにございしますが捨てております。

事務的じゃないですよ。この白書についてどうい  
うことをここに書いてあるけれども、この書いて  
あるものについて、このとおりでいいの、補足  
するのがあるいは削るのか、その点をひとつ統一  
した見解を教えてくださいと私は申し上げてお  
るのです。内容についてももうごたごた聞く必要はあ  
りません。

○鈴木説明員 その運輸白書の原稿を書くための  
責任者といましてお答えいたします。(松浦  
(利)委員「産業廃棄物についてだけ答えてくださ  
い」と呼ぶ) 実は、公有水面埋立法よりも前に、  
海洋汚染防止法、それから廃棄物処理法がござ  
います。その廃棄物処理法及び海洋汚染防止法の制  
定あるいは改定の際に、産業廃棄物及び一般廃  
棄物——この場合は産業廃棄物に限りますが、そ  
の産業廃棄物の処理をどうするのだという点が非  
常に大きな国家的な問題となりました。それを前  
提として廃棄物処理法及び海洋汚染防止法の  
制定がなされたわけでございます。それで海洋埋  
め立ては海洋汚染防止法が非常に関係して  
まいりますが、その際、海洋汚染防止法の中では、  
産業廃棄物を受け入れるために埋め立てをやる、  
その際、護岸は非常にきびしいものにするべきだとい  
うことで、護岸の築造基準までも海洋汚染防止法  
のほうで非常に厳格に規定されております。その  
際、海洋汚染防止法に基づく産業廃棄物の海上埋  
め立てへの投棄を埋立法上どういうふうな処理す  
るかということが一つの大きな問題になつたわけ  
であります。それで埋立法上は、現在の埋立法は  
御存じのように埋め立ての目的を申請書に書かせ  
るといふふうにはつきりと規定してあります。と  
ころが、産業廃棄物にいたしましては一般廃棄物  
にいたしましては、埋め立てを実施いたしましたよ  
うに、最終的にでき上がった土地がどういうふう  
に使つかということについては、非常に長期の  
埋め立てが実施されます関係上、当初の目的の設  
定と埋め立ての利用目的の設定とということが非常  
に困難であります。ところが埋立法上でやる以上  
はつきりと目的を書かなければならない。とこ

○松浦(利)委員 そのことをここに書いておるの  
ですか。そのことを認めるか書いておるのです。  
「従来、埋立地の利用目的のないものについては、  
埋立を免許しなかつたが、今後は、廃棄物の処分  
のため、埋め立てさせると書いてあるじゃない  
ですか。だから私は産業廃棄物のことを聞いてお  
るのですよ。委員長、私は政府委員の説明が必要  
ないですよ。(事務的な問題だ)と呼ぶ者あり)

くても産業廃棄物を捨てる場所として公有水面を  
提供しようということを通運輸省がいつておるわけ  
です。そのことについて環境庁に相談があったか  
と聞いておる。環境庁もよろしいといつてアグレ  
マンを出しておるのですか。たいへんな問題です  
よ。このことを私はお聞きしておる。

設けて、また環境アセスメントを十分に行ないま  
して、これはやはりケース・バイ・ケースで考え  
ていかなければならない。全面的にだめだとい  
えませんが、全般的にオーケーといふわけ  
にもまいりません。環境保全上のアセスメント  
をやつて十分に対処したいと思つておる。

○松浦(利)委員 私は非常に不満です。公害の  
臨時国会が開かれましたときに一番問題になつた  
のは、産業廃棄物の処理をどうするかということ  
です。この産業廃棄物の処理でコストが上がる  
かどうかという問題が出てきておるわけでは  
ない。そのことは国会での議論があつたはずで  
す。立てておるものが今日公害を生んでおると環  
境庁はいつておるし、瀬戸内海の国立公園管理事  
務所のほうではこれ以上国が埋め立てをしてはい  
かぬ、規制せよといふことをいつておるのです。埋  
め立てそのものが問題になつておるのに、その埋  
め立てするために産業廃棄物を公有水面に捨てて  
よろしい、それで土地が造成されても、これは利  
用目的がなくてもかまわぬのだというふうな感覚  
で監督官庁である運輸省が臨んだのじゃ、幾ら公  
有水面埋立法を改正して、いろいろと政府が努力  
していても、私は問題は解決しないと思つておる。  
こういう問題についての政府の見解を明らかにし  
てください。一体これはどうするのか。運輸白書  
から削るのかどうか、あるいは不十分ならどうい  
うふうに補正するのか、その点をひとつ明確にし  
てやつてください。もう政府委員の方たちは  
いいですよ。その点をひとつきりしてください。は  
つきりしてから私の質問を続けます。(発言する者あ  
り)

事務的じゃないですよ。この白書についてどうい  
うことをここに書いてあるけれども、この書いて  
あるものについて、このとおりでいいの、補足  
するのがあるいは削るのか、その点をひとつ統一  
した見解を教えてくださいと私は申し上げてお  
るのです。内容についてももうごたごた聞く必要はあ  
りません。

ろが埋め立ての目的をなかなか確定しがたい。その二つの矛盾をどうするかというところが大きな問題になったわけであり、今回の現行法の改正の際にもそのことが制定の過程で非常に問題になりましたけれども、実際の問題として、五年あるいは十年の長期のそういう廃棄物の処理埋め立て場を確保するためにやはり、当初の目的を、たとえばある程度は予想をして書かざるを得ないだろう。その途中において、土地がだんだんできまされた段階において、もう一度あらためて目的変更を出させる。その目的変更を出させるために今回新たに第二十七条あるいは第二十九条というふうな非常にきびしい、当初の埋め立て免許と同じような審査を行なうというふうな形にしたわけでございます。そこで、この運輸白書に書いておられるのは、無目的の埋め立てを許すというふうな表現は使っておりませんが、それは当初、埋立法の具体的な改正案が書かれる前に書かれたものでございまして、いま私が申し上げた、なかなか目的が確定しないというふうな表現でそれを処理せざるを得ないというふうな表現でそういう表現を使つたつもりでございます。

○松浦利委員 公有水面の埋め立てについては、もう先ほどからくといふように大臣、運輸大臣も御答弁なさっているように、四十四年の運輸白書から四十七年の運輸白書にかかって変わってきておられるのです。運輸省自体も知っておられるのです。そういう埋め立てはいかぬといふことはわかっているから、白書がだんだん変わってきたのです。しかも、その埋め立てについてもある程度変更せざるを得ないというところは運輸省そのものが白書の中でいっておるじゃないですか。そういうことをいっておきながら、あなたが言うことは、そういうことは知らなかったといふことなんですか。そういうことは全然念頭に置かずこの白書を書いたというのですか。白書がちゃんといっておるじゃないか、公有水面埋立法を改正しなければならぬといふことは、だからここで継ぎはぎだらけのことをあなた方が答弁したってだめだと思

うのだ。政府のほうでこの白書に対してどういう見解なのか、明解に出してください。そうしてもらったほうがはつきりしていいと思う。そうして、あなたが言っておるように二十九条の答弁をしたのは、私がいま質問をしたのに、具体的ではないけれども、内容が違ふことを言っておるじゃないか。

それで、これはいろいろ議論したって、政府委員の人たちの言っておることはただ継ぎはぎだらけで、聞いておってほんとうに真剣に議論する気になれないのです。それは夢の島のどに一体捨てておるか。ちよびり捨てておられます。それはどうする、そういうことじゃなくて、私が聞いておるのは産業廃棄物はどうするのかというのを聞いておるのだから、もっとまじめに答弁してもらわなければいかぬ。不規則発言を真に受けて夢の島がどうだこうだ答弁するからこういふことになる。不規則発言を聞いたから彼はああいうふうに答弁したのです。もっとまじめに議論してもらいたいと思う。大体姿勢が悪いよ。私がまじめに質問しているのに、あごに手をついたり、にやにや笑ったり、何だね。もっとまじめに議論しなければだめだよ。不満だね、こういう討論のあり方は。質問をすれば次々に違つた答弁をするようなことで一体どういふ審議ができるのかね。ただ時間がたてばいいという、そういう委員会ならぼくは質問しません。ただ時間がたてばいい、どうかこの場を逃げ切れればいい、そういう答弁なら私は質問しませんよ。何だね。非常に不愉快だ、ぼくは。政府の統一見解を出してください。この白書についてどうするのかわ確にしてください。それが出るまで質問しません。保留します。

○服部委員 午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

○服部委員 休憩前に引き続き会議を開きます

質疑を続行いたします。土井たか子さん。

○土井委員 前回の質問に続きまして、順を追ってきょうもお尋ねをするわけですが、先ごろから特に汚染物質の中で、わけても水銀とPCBが問題にはされておりますけれども、それ以外の化学物質も含めまして、いま海洋汚染というものがたいへん深刻化しているという事は事実であります。そういう点から、海洋汚染の特にはなはだしい地域、わけても最近はいろいろ魚介類に対しての水銀とPCBによつてもたらされました問題が取り上げられまして、最近政府のほうでも九水域を指定をして、そしてその水域に対して調査を進める。そして、その調査の結果、基準値をこえるような魚介類がそこからとれているような事実が判明してくるといふことになりまして、この水域に対してはむしろ魚獲禁止区域に進めようといふくらいたいへん強硬な対策をいまとられつつあるわけでありまして。

そこでお尋ねをいたしますが、こういう海水汚濁については環境保全という点から政府をあげて取り組まなければならぬ時点でありまして、いま九水域という意味で調査を進められていらっしゃる場所が言うまでもなく、たとえば瀬戸内海であるとか大阪湾であるとか、その汚染のはなはだしい水域については、埋め立てを認めることは本来好ましくないといふのが率直に申し上げまして国民の常識だと思つております。この点について基本的などういふふうなお考えを持っておりますか。これは建設のほうと運輸のほうと、私は実は両方から承りたいわけでありまして。

○松村政府委員 お答えを申し上げます。現在、汚染の程度が非常に進んでいる地域、特にたまたま先生のおっしゃった九水域、こういうふうなところにつきましても埋め立てについては、原則としてこれを行なわない方針でございます。ただし、特別な緊急やむを得ざるもの、これはいまい具体的何といふことは

申し上げられませんが、こういうことにつきまして別途また慎重審議することはあり得ますが、原則としてはこれは進めないような方針でございます。と申します。

○土井委員 特にお尋ねをしてみなければならぬような場合といふことをいまおっしゃいました。そうしていまは具体的にそれを述べるといふことはできかねるけれども、別途これを問題にしていかなければならないといふことをおっしゃいました。実は特例を認めるということがたいへんな問題になつてくるわけなんです。原則として禁止しておいてこういう場合には……しかし原則からはずすという場合には、やはりそれをまず明確にしておいていただかないと、いま原則的には埋め立てというのはいまは好ましくない、認めるべきでないと思つたという御意見が帳消しになつてしまふのです。そこで、それは具体的などういふふうな場合といふことが言いくれば、別途問題にする場合にどういふやり方によつてそれを問題にしていなくか、その辺をひとつ明らかにしておいていただきたい。

○松村政府委員 改正法の基準等を一そう厳密に適用していくということが一つでございますが、それとともに、その埋め立ての必要性といふものについての慎重なる検討が最も必要だと思つております。

○土井委員 どうも御答弁がはいまいですね。先ほどは埋め立ては認められないと思つたといふことをおっしゃったわけですね。今度は埋め立てそのものを慎重に検討していくことが必要だといふふうな御答弁に変わつてきたわけですね。これは一体どっちをどういふふうな理解していいのかわかるといふことが、それがわかなくなつてきます。再答弁を要求します。ひとつはつきりお答えください。

○松村政府委員 どうも誤解を招かれたような答弁をいたしました。失礼いたしました。埋め立ての目的を慎重検討すると申しましたのは、その目的がほかの方法によつて達せられないか、どうしても埋め立てによつてその目的を達成

する必要があるか、ほかにかわるべきものがないかというようなことを主に検討していきたいというところがございます。それはもちろん、一方で、それがどうしても必要だとしても、環境保全上の問題その他においてそれが万全を期せられないということになればこれはむずかしい問題で、埋め立てをやるべきものではないと考えております。

○土井委員 運輸省の答弁はもう少しお待ちを願いたいと思います。

環境保全の点からは、埋め立て計画に対して今回の改正で万全を期することができるといってお考の上でのいまの御答弁でございますか。

○松村政府委員 万全を期するということにいろいろの意味があると思いますが、少なくとも現在汚染されている水域においてさらにその汚染度を増加するようなことは避けたいということでございます。

○土井委員 それじゃもう一問、はっきり聞いておきたいと思うのですが、先ほど御答弁の中にも出てまいりました具体的な九水域以外に、ここは汚染度はなほだしいと建設省さんのほうで考えていらっしゃる水域があるならばここで明確に御答へ願います。もしそれがなければ、どの水域がどの程度汚染されているかということについてはあらまし掌握しておいてもらわないと先ほどからのお答の意味がないわけでありまして、その点についての調査が進んでいるなら進んでいる、まだやっけていらないならまだでありまして、もし進んでいて具体化されているならばそれをお示し願うということをお願いいたします。

○松村政府委員 お答を申し上げます。

その必要なる水域と申し上げますか、こういう水域につきましては、私のほうとしましてはやはりその実例、問題が起こった際に、その水域をそういう水域とするかどうか、これにつきましては、これを専門にいろいろ調査して環境庁その他と十分相談いたしましてそういう措置をとっていき

たい、かように思っております。  
○土井委員 問題が起こった際とおっしゃるのには、埋め立て計画が策定された段階というふうには理解していいわけですか。それはいかがです。

○松村政府委員 そのとおりでございます。

○土井委員 それじゃ運輸省のほうの考え方を……。

○岡部政府委員 原則と申しますか、一般的な言い方をいたしますれば、先ほどの建設省の河川局長の答弁のとおりでございます。私どもの所管いたします港湾区域の中で、いわゆる例外的と申しますか、どうしても埋め立てをしなければならぬという事例について二、三例をあげて御説明いたしたいと思います。

まず、港湾計画というものに基づいたいわゆる公共的な港湾施設の建設のための埋め立て、それから私どもいわゆる都市再開発用地と申しておりますが、たとえば住宅地であるとかあるいは騒音等の市内に散らばっております工場のいわゆる疎開用地としての用地でありますとか、そういうふうな事例的に埋め立てにそういうものを持っていくという例がございます。そういうふうな例はゆる都市を再開発するための用地でございます。それからいわゆる環境問題にプラスになると申しますか、廃棄物処理のための埋め立てであるとか、そういうようなものについての埋め立ては、これはいたしていかねばならぬのではなからうかという考え方をいたします。

○土井委員 実は私は、むしろ運輸省さんのほうでこういう問題に対してははっきりした態度で臨んでいただかないと困るという考え方をしております。特に大型埋め立ての実態を見てまいりますと、すべて港湾計画が基礎になっているわけですが、港湾計画に基づいて港湾に関連する事業についての埋め立てを進められる場合が大半なのでございませぬ。そういう点から申しますと、今回の公有水面埋立法で幾らがんばったって、そのもとにあると

ころの港湾計画、さらにこれは法律からいいますと、港湾法そのものでいま問題になっている点ほどの程度チェックされているかということがたいへん大きな分かれ目になってくるわけでありませぬ。したがって、今回この汚染されてきている水域に対しては港湾計画というものを運搬省さんとは別の程度考えの中に置いてお取り組みになっていくかということがたいへん大きな問題になってくるわけですね。

そこで、いまの答弁の御趣旨、わかりました。それじゃお尋ねしますけれども、いま全国において汚染されている水域、これはもう全国津々浦々といつてもいいわけでありまして、特に汚染のなほだしいところはもう明確にわかっています。臨海工業地帯、さらに工場からいって有害、有毒であるということがはっきり認識されているところの物質が排出されている水域においては、やはりこれから早急に、環境汚染という点から、公害防止という点から対策を講じていかなければならぬ。ところがそういう場所においても、いままでにもう策定されてしまっている港湾計画に基づいて、この港湾計画の実施が至上命題であるという態度で運輸省はこれまでいつも臨まれてきたわけでありませぬ。いまでも地域住民からすると、あの港湾計画については再吟味してもらえないか、あが相次いでいる場合、私は二、三の例を知っておりますけれども、態度はなかなか頑強であって、これももう国の基本方針であるから変えるわけにはいかないとか、国のほうでこういう港湾計画に基づいていろいろとそのうちの運輸行政なりあるいはいろいろな流通機構なり産業の工場なりが考えられているわけでありませぬから、いまこの港湾計画を変更するということはそうたやすくできる問題じゃありません。いまそれは国の至上命題、かつたわけでありませぬ。いまそれは国の至上命題、国の至上命題を繰り返される限りは、この問題に対しては歯どめがどこにもない、ということをおし

上げた。今回、事ここまで来たというふうな汚染状況であります。よほど運輸省のほうも気持ち新たにこの問題に対しては考え直してもらわなければ困るというのであります。

ひとつそういう意味で、いま九つの汚染水域だといふふうなことを認識しながら政府のほうで調査を進めていらっしゃる水域は言うまでもなく、それ以外の、あそこから漏れている場所においても、これは汚染されていることがなほだしいと認識されている水域については、いまあるところの港湾計画についてひとつ再吟味を進めるというお考えがあるかどうかをお聞かせ願います。

○岡部政府委員 ただいまの先生の御意見、私ども決して国の至上命題であるから港湾計画を変えないと言った覚えもございませんし、そういうこととはないと存じます。ただ、先生のおっしゃったように、現実にある程度港湾計画を実施しておるという際に、その途中で方向転換はなかなかむずかしいという事例は確かにございます。そのとおりだと存じます。

そこでこの港湾計画の問題に関して、いまたとえ九水域、あるいはもつと広げての汚染のある水域における港湾計画というものを見直す意思があるかどうかという点につきましては、私ははっきり、あるということをおし上げたいと存じます。これは、港湾計画というものはあくまでも地方の港湾管理者が立てる計画でございます。したがって、管理者がほんとうにこの計画ではどうもだめだということをお認めになって、そういう方向に向かって計画を改定するというものに対しては私も、たまたまその際に、これは運輸委員会でも港湾法の改正を御審議いただきました際に御説明したわけでございますが、国としては、今回の港湾法の改正が通りますれば、いままでの港湾計画の計画手法よりももう少し具体的なものと申しますか、一つの国の基本方針というもので十分環境というものを重要視するべきであるという指示を当然するわけでございますし、それに基づいて、各港湾

管理者が計画を立てる際にそういう環境問題というものを重要視するというふうには、いま以上に法律的にもなってくるというふうには私も考えておる次第でございます。

○土井委員 えらい期待を将来に対して持つていらっしゃるような御答弁でありまして、おそらくそういふふうになるであろうというふうな予想のもとに考えられているところの答弁なんです、それはいまの問題が大事なんですよ。いまだどうするか、いまだどう考えて、何をどういうふうにするか、という、そういう点からしますと、これはいま私はいろいろな例をあげて問題にしていかなければならないと存じますけれども、特に過去、運輸省のほうで、これは重要港湾について、まず港湾計画についての策定をなすって、そしてさらにそれに伴うところの大型埋め立てというものが行なわれていた。過去の例を見ますとなかなか、いま将来に期待をかけられているような、私たちに期待が持たないのではありません。

たとえは、いま九州のほうの福岡県で響灘の大型埋め立てがあるわけです。現にもう着工がされてしまっていて完了している地域もあれば、さらにこれから免許を申請するというふうな部分も残っている。御承知のとおりだと思っております。ところがあの響灘の大型埋め立ての中に、運輸省が埋め立て権を持ってそして埋め立てられた土地に対して、一部払い下げをなすっているわけです。御承知のとおりだと思っております。相手方は三井アルミナ。ところがこの三井アルミナに対して払い下げられるところの価格というのが、見てみるとまことにこれはまた安価なんです。たいへんに安い。これは二度にわたって払い下げがあったわけ、四十五年十二月二十六日に一平米当たり三千二百五十九円、四十六年八月十二日に一平米当たり三千三百六十九円、これはいま地価の値上がり非常に深刻化しているときに、公有水面の埋め立てをやった後にそこに土地を造成する、その造成した土地を払い下げる場合には、陸上にあるところの地面と比べた場合、この値段が非常に安いというの

は、何といつてもこれは事業者からすれば私はうまいだと思っております。そういう点に対してどういふお考えをお持ちであるか。やはりこういう問題は、埋め立てをやるとして埋め立てに対しての払い下げということをして、事業者にとつて埋め立てがふえればふえるほど、陸上の高騰の一途をたどっているところの土地を取得するよりも、たいへんにこれは安価であって、取得しやすという問題を提起しているんじゃないか。こういうことに対してどういふふうな考えていらっしゃるかというのをひとつお尋ねします。

○岡部政府委員 ただいまのいわゆる具体的な例についてちょっと御説明申し上げます。響灘の埋め立て地の中で、国が埋め立て権を取得してそれで埋め立てた土地をどういふ価格で売ったという問題についてちょっと御説明申し上げますが、あの埋め立て地は本来国が埋め立てをするという、何といひますか、国が積極的に埋め立てをして土地をつくるという目的ではございませんで、関門海峡のしほんせつ土砂の捨て場、捨て場と申しますか、土捨てをするということがむしろあの土地をつくったという主目的であったわけでございますが、現実には確かに先生がおっしゃったとおり、国有地ができてそれを売ったというふうなところになっております。

それから、いま最後におっしゃいました、一般的に見て、埋め立て地の価格とそれからその背後地である既成の土地の実勢価格との差が非常に大きいという点、それは先生のおっしゃるよう、たとえばそこに進出する企業、買いました企業に恩典を与えるとか何とか、そういう意図が入って私はやっているわけではないと信じておりますし、現実にもそうでございます。ただ、評価の問題、評価の方法がこれは確かに問題があると存じます。したがって、実は先日にも御質問があったわけでございますが、たとえば埋め立ての免許料がいかにどうかというふうな問題、それから現実の実勢価格と埋め立てた土地の評価額と売買価格との差というものが非常に大きいというふうな場合、

こういう点について今後もう少し調査をいたしまして、どういふふうな処理するべきかという点については考えていきたいと思っておりますが、現行のままでの方で申しますれば、何かこう恣意的にやっておったということではなくて、一つのルールに於いて評価をしておいたのがそういうことであるというところでございます。

それからもう一つあえてつけ加えさせていただきますと、いわゆる地価が非常に高騰しておるといふことに対して、ある意味では安い地価のものを供給できるという一つの価値はあったと思えます。ただ、それは必ずしもプラスになるかマイナスになるかは、これは何とも言えない問題でございます。

○土井委員 これはもう聞いておりましたけれども申し上げることのできる御答弁であります。というのは、いまあるところの地価の高騰に対して安くこの土地を提供するということが、いいか悪いかよくわからぬけれども、そういう効果はあったと思ふというふうな御答弁です。これは大体もともと地面があった場所じゃないのです。公有水面と地面があった場所じゃないのです。公有水面と地面があった場所じゃないのです。これを埋め立てて新たな権利をそこに創設するという問題でしょう。そうやすやすと考えられたら困るのです。これはもう一般の所有地として十分に認識をしていかなければならない地面にあるところの土地とわけが違います。公有水面と名前があるのとおり、私はこの質問の冒頭にも申し上げましたけれども、公の水面であるという認識をはっきり持つてもらわなければ困る。そこをいたずらに埋め立てて新たに私有権というものを設定するということ自身、基本に立ち戻って考えてみたら、これは本来そう唯々諾々としてできることではないのです。そういう感覚が、いまの御答弁を聞いているとどこにもうかがえない。私はそういう認識が間違っていると言いたいのです。そういうことを、私が申し上げている点をはっきり認識していただかないと、実は環境保全ということに対しても取り組んでいただくということに対して私はちょっと

と期待をかけることはできません。これ以上汚染された水域に対して埋め立てすることは好ましくないという口ではおっしゃるけれども、そういう感覚ではそれは実行でき得ない、私はそう思うのであります。

そういう点からすると、私は運輸省の今度のこの港湾計画に伴う埋め立て問題、これに対しては、再度お伺いしますけれども、やはり基本的に考え直さなければならぬ点があるのではないかと。いまあるところの港湾計画に対して、やはり環境保全水域に対しての汚濁を防止していくという側面から再吟味をしなければならぬのではないかと、このことに対してどのように考えていらっしゃいますか。

○岡部政府委員 先ほど申しましたように、環境保全のためにこの計画を見直す必要があるという御説に対しては、私、反対をいたしませんし、現実の問題としてそういう地域について十分見直していくようにこれから指導をするつもりでございます。

○土井委員 どうも木で鼻をくくったような御答弁で、指導する、指導するとおっしゃるけれども、そうするとそれは、現実にあるところの港湾計画に対して再吟味をしてみなければならぬという御趣旨もその中に含まれているというふうな考えでいいわけですか。

○岡部政府委員 さようでございます。○土井委員 それではお尋ねをいたしますが、免許ということと承認ということと違うか、違わないか、これをひとつ御答弁いただけます。これはやはり建設省と運輸省と両方から。

○川田政府委員 お答え申し上げます。公有水面埋立法におきましては免許は私人に対する一種の設備的行為、行政法の体系で申し上げますと、どちらかといいますと特許というふうな形で一種の免許とした権利という形のものを与えるのが免許であるというふうな解釈しております。それから承認の場合には、これは国の行政機関が行なう埋め立てに際しまして、知事に承認を



とを前提に置いて場所を選定したり、あるいは規模を考へたりということはありませんか。しかし、そういうことを一応考慮された上で答申が出された場合に、運輸省といたしましては、もちろんこれは運輸大臣の責任におきまして解決する問題でございますから、さらに十分検討をし、地元の方々の同意を得られるような方法で考へていきたいと思つておるのでございます。その点は御安心をいただきたいと思つております。

○土井委員 御安心をいただきたいというように御要請でございますが、安心できないので先ほどから私は質問をしていくわけでありまして、これは先日岩垂委員が連合審査の質問の中でこの関西新空港の問題を取り上げて質問した際、環境庁長官が、環境に対しての事前調査を十分にしないように、そういう問題に対しては自分として十分に組みたいという御答弁があったわけですから、そこで再度、その節に問題になったのは、この前の質問の機会に運輸大臣はその席にいらつしやうなかつたわけですが、環境庁長官が、公有水面埋立法の今回の改正でも環境保全の立場からいろいろ意見を言うにとどまらざるを得ないわけでありまして、協議をするとか、まして環境庁長官の同意を必要とするということにはなっていない。そこで、これは意見を聞くのみでは不確かではないか、心もとないじゃないか。環境保全に対して十分に組みたい御意思があるならば、やはり意見を聞くだけじゃなくて、協議しなくて、できたら同意しなればならぬというふうな趣旨の質問を繰り返したわけでありまして、その点は私は今回の法案じゃどうしても変えなければならぬ一つのポイントだと思つておりますよ、環境保全という点から言つて、ところが、いま問題にして

いるのは、片や二条の「免許」、「免許の基準」というのが第四条でありまして、都道府県知事は、埋め立ての免許を出した場合にそれに対して免許をできないというふうな場合を一応予想して、免許に対して条件に適合しなければならぬとい

う条件を具体的にいろいろ明記しているわけですね。ところが承認の場合はいかかでありましょか。単に都道府県知事が国の事業に対して承認をするという場合は、その点はいろいろいうふうになるわけではございませんか。これは法の精神からすれば、準用するということがあるかもしませんが、特許法に準つて義務が設定されていない場合は、心得にとどまるわけでありまして、端的にいうと、法を準用するというのは、法を準用していろいろ行政を行なうとか、法を準用して問題を処理するということになつてくるわけでありまして、義務づけられていないということになつてくるとこれは少しふん違つてくると思つておられますか。

○川田政府委員 このたびの改正法の中で第四十二条、このたまたま先生仰せになられました国が埋め立てを施行する場合の規定といたしまして、旧法でもこの条文が準用されて、しかるべき書類

を出した上で申請をし承認を受けるようになっておりますが、このたびの改正におきましてもやはり、新しい改正要綱はこの免許基準も含めまして第三条ないし第十一条ということで、免許の基準は第四条でございますから、全部準用規定に入っております。そうしたものの条文適用方については全く同じだといふふうに私は考へております。

○土井委員 運輸省のほうも、この問題に対してはいろいろふん違つておられると思つておられるか。

○岡部政府委員 そのとおりでございます。

○土井委員 そうなつてきますと、この準用されます四條の中身にさらに問題になるのです。そこで、いろいろの特に四條の二號「其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト」と書いてある。「十分」といふのは一体どの程度をさしていいかといふことになつてきます。さらに言つて、どの程度であればいいか。いま改正されつあるところの公有水面埋立法という法律が規定している中身を守れば十分だといふようなお考えなのか。それとも公害関係の諸法律、つまり法律がきめておられるところに従えばそれで十分だといふふうにお考えなのか。あるいは法律が考へてないところまで思いをいたす必要があるか、それならば一体どういふことをポイントに置いてお考えになるか。そのあたり少し御答弁願ひたいわけですが、第四條の二號の中身ですね。

○川田政府委員 どうも先生のたまたまの御質問に對しまして十分なお答えになるかどうか……私としては、やはりこの条文は運用上の問題、いろいろ指導やデータの問題、もちろん環境庁等の御意見も大事でございますし、単に法律で定めてある基準だけを見ればいいのだという感覚ではないか、いろいろな入手法でできる情報十分参考にした上で判断を下すべきではないかと考へております。

○土井委員 入手法でできることについては、向こうからどうぞごらんくださいと持つてくる分には、これは入手法でできたといふことになるかもし

れませんが、こちらから積極的にさらに考へて持つてないといふと与えられる資料以上のものは確保できないのですよ。そこでどれだけ積極的にその問題に對して御用意があるかといふことが実は大問題になつてくるのです。いまこの公有水面埋立法の改正の中身にきまして、環境保全や災害防止について十分に事前にこれだといふふうなことが察知できる体制に建設者なり運輸省があるかどうかといふことを考へれば考へるほど、不十分だと思つておられるといふふうにおつしやるわけですが、入手法でできることといふふうにおつしやるかどうか、入手法でできることといふふうな方策によつて入手法でできることをお考へておられますか。

○川田政府委員 このたびの法律の施行に伴います政令におきましても「環境保全につき十分配慮されたものであることを示す文書」といふこと、なおその他私どもとしてはいろいろ必要に応じて補足文書の提出、資料の提出等も求めながら判断を行なうといふ考へておられます。

○土井委員 しかし問題は、紙面によつてその状態といふものを把握されるということじゃないはずですね。紙づらの上に書かれておられることによつて事情を把握したとお考へになつたら、これは自身が私は間違ひの始まりだと思つておられます。やはり状況については、その状況自身を御存じないことには、環境保全といふことに対して十分を期すことができないと思つておられます。したがって、いまの御答弁からすれば、これは私の邪推かもしれませんが、字づらの上で書かれておられる資料をあまねく、できる限り入手法といふことにとつとめたいと受けとめられるような御答弁なんです。それじゃだめなんですね。いままでそれでだめだつたのです。だめの繰り返しはだめなんです。今回の改正は、いままでだめだつたから改正が必要だといふことになつてきた。したがって、いままでやつてなかつたことで、こういうことに氣を使わなければならぬといふあたりが少しは聞かれていいんじゃないかと思つて私は質問して

おられますか。

○川田政府委員 このたびの法律の施行に伴います政令におきましても「環境保全につき十分配慮されたものであることを示す文書」といふこと、なおその他私どもとしてはいろいろ必要に応じて補足文書の提出、資料の提出等も求めながら判断を行なうといふ考へておられます。

○土井委員 しかし問題は、紙面によつてその状態といふものを把握されるということじゃないはずですね。紙づらの上に書かれておられることによつて事情を把握したとお考へになつたら、これは自身が私は間違ひの始まりだと思つておられます。やはり状況については、その状況自身を御存じないことには、環境保全といふことに対して十分を期すことができないと思つておられます。したがって、いまの御答弁からすれば、これは私の邪推かもしれませんが、字づらの上で書かれておられる資料をあまねく、できる限り入手法といふことにとつとめたいと受けとめられるような御答弁なんです。それじゃだめなんですね。いままでそれでだめだつたのです。だめの繰り返しはだめなんです。今回の改正は、いままでだめだつたから改正が必要だといふことになつてきた。したがって、いままでやつてなかつたことで、こういうことに氣を使わなければならぬといふあたりが少しは聞かれていいんじゃないかと思つて私は質問して

おられますか。

○川田政府委員 このたびの法律の施行に伴います政令におきましても「環境保全につき十分配慮されたものであることを示す文書」といふこと、なおその他私どもとしてはいろいろ必要に応じて補足文書の提出、資料の提出等も求めながら判断を行なうといふ考へておられます。

○土井委員 そうなつてきますと、この準用されます四條の中身にさらに問題になるのです。そこで、いろいろの特に四條の二號「其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト」と書いてある。「十分」といふのは一体どの程度をさしていいかといふことになつてきます。さらに言つて、どの程度であればいいか。いま改正されつあるところの公有水面埋立法という法律が規定している中身を守れば十分だといふようなお考えなのか。それとも公害関係の諸法律、つまり法律がきめておられるところに従えばそれで十分だといふふうにお考えなのか。あるいは法律が考へてないところまで思いをいたす必要があるか、それならば一体どういふことをポイントに置いてお考えになるか。そのあたり少し御答弁願ひたいわけですが、第四條の二號の中身ですね。

○川田政府委員 どうも先生のたまたまの御質問に對しまして十分なお答えになるかどうか……私としては、やはりこの条文は運用上の問題、いろいろ指導やデータの問題、もちろん環境庁等の御意見も大事でございますし、単に法律で定めてある基準だけを見ればいいのだという感覚ではないか、いろいろな入手法でできる情報十分参考にした上で判断を下すべきではないかと考へております。

○土井委員 入手法でできることについては、向こうからどうぞごらんくださいと持つてくる分には、これは入手法でできたといふことになるかもし

出てこなかった。再度答えてくださいませんか。  
 ○川田政府委員 運用上の問題としまして、職権によってわれわれとしては補足の調査ももちろん可能でございますし、また現地に密着している現地における都道府県知事というものは、やはり現地の状況というものを一番把握しやすい状態にあるわけでございます。そういう知事さんに対しては積極的に調査なり事情把握についてもつとめるように指導してまいりたいと思えます。

○土井委員 これは先ほど申し上げたとおり、国の事業として、目下審議会を設けて、ぜひ具体化しようということで努力中です。こういうことに対して、やはり運輸省自身も国の事業としてやるという責任があるわけですから、どの程度認識なさり、どの程度こういう問題に対しては努力をしようとなさっているかというあたりは聞かれていいと思います。いかがです。

○岡部政府委員 私の所管でございますが、航空局の所管でございますが、私が御答弁申し上げるのはどうかと思いますが、私の感覚だけを言わしていただきますと、私どもの航空審議会が審議をしている中でも、当然環境問題は相当にディスカッションしているわけでございます。さらに、この問題は当然いろいろな意味での環境問題に非常に関係がございますので、環境庁とは十分御相談をしていくということで、いささか他力本願で申しわけございませんが、たとえば環境庁の環境アセスメント等お願いしなければならぬ問題が当然あるわけでございますので、そういうことで万全を期するつもりでございます。

○土井委員 環境アセスメント、環境アセスメントと言われますが、いままでだつて環境について事前に調査はおやりになつていただくと私は思うんです。全然それをやらないとおっしゃたらそれ自身問題にしますよ。そんなことはないと思はる。やつてこられたのです。環境庁はそれを専門的にやつておられるのです。やつていらしてはおかつかつたのです。やつていらしてはおかつかつたのです。

です、あたりの汚染状況が。したがって、これからの同じようなやり方じゃだめだということだけはひとつ御認識願います。いまの運輸省の御答弁を聞いておきますと、いままでと相も変わらぬ感覚だと思ふんです。運輸省としては環境庁と話をしながらいろいろそれに対しての調査をやるうとうとうとしかいまの答弁では出てこない。その節一体何が大事とお考えですか。環境庁がこの調査の結果を運輸省に対してどうだあだと言われる。それをひとつ最大限に守ることが一番大事だとお考えか。それとも環境庁からはもちろん意見は聞くし協議はする。しかし運輸省は運輸省で独自に考えて、そして環境保全という点から事前に調査をしなければならぬ、そういうお考えかどうかというあたり、少し聞かしてください。

○新谷国務大臣 環境庁との関係はいま政府委員から申し上げたとおりでございます。先ほど申し上げたのですが、私のほうは、港灣に関する限りにおきましては、今度の港灣法の一部改正案でも、この環境の保全ということについて非常に重要視しているものですから港灣法の改正案を提案した次第でございます。したがって、たとえば環境庁の汚染基準という具体的なものがあつてもなくても、港灣に關しましては運輸省が独自に判断をして、最大限環境の保全及び公害の防除につきまして努力するという考え方で今度の港灣法の一部改正案を出しているわけでございます。それから、そういう方向で努力を続けてまいります。

○土井委員 それじゃ一つの例を示しましょう。いままでどおりやつていけばこんなことだというのを。名前はいへんいいです。恋ガ浜という名前なんです。あります場所は山口県です。埋め立て計画が策定され、それに対しての認可がもう具体的になされ、もう着工され、現にここに写真があります。ところが、こういうことになってから住民の人たちは、この埋め立てが完成して、そしてこの市が策定した計画どおりに事が進むと、このあたりの居住区は居住区に適さないのじゃないかとい

うことが問題になり出した。ここになってからです。初めてなり出した。そこで市はあわてまして、環境アセスメントをしたわけでありませう。環境アセスメントといえるかどうか問題なんです。この時期にやるのですから。専門家を頼んでいろいろと事情調査をしてみたところが、ここに住まいをするには不適当だという結論が出た。そこであらためてこの居住区の人を全員移動しなければならぬ。実は二つに一つであります。二つに一つです。ここに住む人たちが移動をしないのならばこの埋め立ては全部撤回しなければならぬのです。埋め立ては相変らず進めるといふことであるならば、ここに住んでいる人たちは集団移動しなければならぬのです。二つに一つで、どういふ結論が出たかという、いまのところ集団移動ということになっていっているのです。ところがそのうち、皮肉なことに、ここに対する工事を着工する以前に海底に対しての、それこそ環境アセスメントだと思ふのだけれども、事前調査がなされていなかったことのために、ヘッドが予想以上に推積をいたしておりました。この建設会社は当初の見積もりをはるかにこえるところの工費を必要としたわけでありませう。いまこの問題がどうなっているかという、市のほうも財政上この集団移動に対して行き悩んでおりますし、この工事自身もいま工費がかさむということで行き悩んでいる。ここまで来て、この問題、さてこれからどうなるかというところに来ているのです。これは山口県の下松市の恋ガ浜。この問題はどこに間違いがあつたかという、やはり、事前に環境保全なりそれから埋め立てられてから災害防止について十分であるかどうかに対しての調査がなされていなかったということじゃないですか。いままでにごういう例があるのです。これは一例にしかすぎません。

そうしてこれに対して一部運輸省の実行計画が着手されてから住民の人たちは事実を知って、初めて声をあげている。あそこは非常に全国で数少ない野鳥が生息している場所でもあります。近隣には、文教地区でありまして、学校や幼稚園があるわけですね。そこでこれは困るといふ声先ごろから出た。

これは先日の質問でも出したわけでありませうが、これはやはり環境保全とか災害防止に対しての事前調査が必要であるということの中に、住民とともに事前調査をやるといふのが必要だということじゃないですか。まずそこに住んでいる人に対して事の事実を伝えて、そうして住民とともに事前にこの問題に対しては十分に調査をしなければならぬことだと私は思うのです。その点がいままで欠けていたんじゃないですか。先ほど運輸大臣は、港灣法の一部改正からしてもそのことに対しては十分に配慮があるというふうな御趣旨であります。いまの公有水面埋立法からしまして、事前に環境調査をするということがこれでよいかという私は不十分だと思ふのです。それはつまり利害関係人の参加手続という項目に従つて、おそらくは事前調査について利害関係人——利害関係人の中身も味を要する問題でありますけれども、利害関係人が大体系められている参加手続に従つて意思表示をするということとどまる。

だから、こういうことからすると、端的に申し上げて、環境に対する影響を審議するために独立した審議機関というものをこの節設ける必要があるんじゃないか。その審議機関の中には学者も入りますよ。それからさらにはこの事業について述べていただくところの参考人も入っていただいでいいでしょう。しかし何といたしても住民の代表を入れたところの独立した審議機関というものを設置することが必要じゃないか。これが今回の改正法案を見てもないのです。これについてはどういふふうにごう考えていらつたか、ひとつお答えを願います。

○新谷国務大臣 港灣関係についてお答えを申し上げたい。いま私の住んでおります——私の選挙区のことを言うのは恐縮なんですけれども、西宮でも阪神間の埋め立てをめぐって、もうこれは計画が具体的にになり、写真じゃないですよ。具体的にになり、

○新谷国務大臣 港灣関係についてお答えを申し上げたい。いま私の住んでおります——私の選挙区のことを言うのは恐縮なんですけれども、西宮でも阪神間の埋め立てをめぐって、もうこれは計画が具体的にになり、写真じゃないですよ。具体的にになり、



おかなければならない、そういうことになりま  
ね。そこで私は、これは運用上の問題に万事まか  
せてくださいとおっしゃるなら、本来法律なんて  
要らないだろうというのを、極言ですけれども、  
この前の機会には質問の中で言ったのです。一条  
だけで事足りる。この法律の目的は、どうい  
であるかという一条の条文だけで足りる。あとは  
全部その目的に従って行政でしっかりやってもら  
えばいいということになる。では国会なんという  
ものは、一条だけ、目的さえつくればそれでであ  
はいいいものであって、あとは要らないね、とい  
ふような質問にもこれはなつたわけです。そういう  
点からしますと、これはどうでしょう、法律で具  
体的にできる限り、こういう環境保全に対しては、  
ここまで国に対しては義務があるのだ、ここまで  
地方自治体に対しては義務があるのだ、そうして  
肝心のそこに住んでいる住民に対しては、やはり  
住民の権利ということ、そこに住んでいる側から  
いうところの意見がこれだけ生かされるというこ  
とがはっきり配慮としてなければいかぬのじゃな  
いでしょうか。ほかの問題についてもそうすけ  
れども、公有水面埋め立てというのは、本来ない  
ところ新たに土地を造成するわけです。海面  
をこわすわけでありませう。そうしてそこに土地を  
造成して、新たな権利をそこに造成するわけであ  
ね。だからそういう点からしますと、やはりこの  
問題というものはよほど慎重に考えておいてい  
いのです。行政におまかせ願いますとおっしゃい  
ますが、いままでずっときょうまでこの公有水面埋  
め立ての問題に対して審議が進んで、審議の中  
も一度や二度じゃないのです。この問題に対して  
は、環境保全という点と十分に取組むためには  
事前に環境調査を十分にやる必要がある、だから  
それについてはこれでよいか、これでよいかとい  
うことでいろいろな意見が出た。これはひとつ行  
政を行なう上で配慮させていただきましようじゃ  
ないのです。いま改正案について審議しているの  
ですから、改正案の前身にそれを織り込んで考え  
るといふふうに、いまこの改正案についての再吟

味を必要とするか、どうですかというのを聞いて  
いる。いかがですか。  
○川田政府委員 従来の法体系におきましては、  
免許官庁の判断というものはほぼ野放しに近い  
状態でございまして、わずかに、法律に基づかな  
い、それこそ全くの運用上の通達だけで一応ある  
程度現状に即した行政がやれるようにという指導  
を行なってきたわけでございます。それでははな  
はだ行き届きませんし、限界もございまして、  
ここに、条文上の表現としては簡素でございます  
けれども、その背後にあるもの及び運用のあり方  
等は、十分私どもも環境保全ということに着目し、  
工法にも十分配慮し、また土地利用、埋め立て地  
の用途等についても十分な規制を行なっていくと  
いう条文も用意している次第でございますので、  
法律を度外視した、無視した運用というふうなつ  
もりは毛頭ございません。そういうことで、従来  
のなまぬるかたという御批判はごもっともでござ  
いませうが、この改正後の法律の条文を踏まえた  
行政指導というものはやはり従来とは違った強力  
なものになるでございませうし、そういう姿勢で  
行政を行なうてまいりたいと思っております。  
○土井委員 どうも御答弁がすれ違いなんです  
よ。私が質問していることに対しての答えをせ  
ひいたいただきたいですね。これは行政に対する姿勢  
を私は問題にしているわけじゃないのです。いま  
ここで審議しつつあるところの改正案の問題にし  
ている。したがっていまして改正案について、これ  
はどうも不十分だ、この点については考え直す必  
要があるのじゃなからうかという点で、この環境  
保全という点から事前の調査という点で私が先  
ほど一つの例を出したのは、それに対して独立し  
た審議機関というものを設置する必要があるの  
じゃないかということも申し上げたわけであり  
ます。それはいまの法の改正の中にはないわけ  
ですから、そういう点に対しての配慮を少しは考  
えられていだろうか、こういうことを私は申し上げ  
ておるわけですが、そういうふうなことを織り込  
んだ一つの改正のあり方というものに、今回の改

正案の前身をさらに吟味して考え直しをしていく  
というふうなことにどうだということをお聞  
いておられるわけですよ。だから、行政の姿勢につ  
いてあれこれ私私言っているわけじゃありません。  
いかがですか。  
○川田政府委員 具体的に先生からのいろいろな  
御指摘もございましたが、ただいま御指摘の審議  
会という問題についても、私どもの考え方といた  
しましては、一応公有水面の埋め立ての免許をす  
るにあたりましては、都市計画審議会でありま  
すとか都市計画地方審議会でございますとか、また  
港湾審議会でありますとか、いろいろな角度から  
の立場で御意見を申し上げる審議会がたくさんあ  
るわけでございます。そういう審議会の御意見  
を広く取り入れまして判断の要素に加えて埋め立  
ての免許をやるという考え方でこの法律の改正案  
をまとめたという次第でございます。先生の御  
意見をどうも必ずしもびびり来ないという御指  
摘をいただいているわけでございますが、私ども  
としては、法律の条文上の表現と運用の姿とい  
うものはこうでございますから、先生御指摘の行政  
効果は得られるでございませうというつもりでお  
答えしたわけでございます。  
○土井委員 すべての役所でいまなさっていら  
っしゃる方々が次長さんと同じような感覚ならけ  
こうです。だけれども、なかなかそうはいかな  
いのが現実なんです。法律の条文でどういふ  
にきめておられるかによって初めて事を起こす人が大  
半と考えておかなければならない。そこで法律の  
条文がどういふものかということが大事になって  
くるのです。法律を越えてしつかりがらばって  
らえる人ばかりなら私はこんなことを問題にして  
いろいろ審議をするという必要もなからうと思  
うのです。しかしそうじゃないからこの問題は非  
常に大事になってくる。幾らこのことを繰り返  
言いますが、同じような答弁ばかりだと思いま  
す。しかしこの場所というのは少なくともいま  
法案自身に対して審議をしている場所でありま  
すから、審議の過程で出てきたいろいろな不十分

点に対しての手直しというものはやはり審議の結  
果出てこなければならぬ。したがって、そ  
ういふ点からすると、私はいまの環境保全とい  
点からの事前調査という部分については今回の改  
正では不十分だと思っているわけでありませう。こ  
の点で改正案に対する再吟味が必要だと思ってい  
るわけでありませう。  
この点は、もう質問してもおそろくは同じ御答  
弁でしょう。したがって再度御質問はいたし  
ませんが、ただ建設省としてこの問題に対しては  
一体どうお考えかということをおひとつ大臣から一  
言おっしゃっていただいて、そして最後の質問に  
入ります。  
○金丸国務大臣 御指摘の点につきましては、確  
かに法律をつくるときに行政指導がよければよろ  
しいということでは法律をつくる意義がないと思  
いますから、はつきりすべきだと私も思います。そ  
ういふ意味で、今回の法律につきましてもは本  
な改正でなかつた一部改正というところには問題  
もありません。また先生方からいろいろ有益な御  
提言もありましたので、今後これを改正するとき  
には、抜本的な改正の方向に持っていくにいたし  
ましても、そういうものを踏まえてきてひとつ考  
えてみたい、こう思っています。  
○土井委員 といいますのは、きょう先ほどから  
ずっと質問を繰り返したわけです。二号と三号を  
三号にその重点があつたわけです。二号と三号を  
ずつと見ますと、確かに埋め立てについては環境  
保全や災害防止について「十分配慮セラレタルモ  
ナルコト」とあるのに対して、この埋め立て地  
の利用については「国又ハ地方公共団体ノ法律ニ  
基テ計画ニ違背セザルコト」とあるのです。な  
この四号の二号と三号とは取り扱いが、条文を  
引き比べた場合には違うのかという点はだれしも  
疑問を抱く点だろうと私は思う。したがって、  
この「法律ニ基テ計画ニ違背セザルコト」とい  
法律がたいへんに問題になってくるわけでありま  
す。法律の前身はこれに対してどういふ配慮があ  
るかということ。そこで先ほど、改正につ

てこれによいと思いか。改正案の前身については、事前に調査をするということに対してはやはり不十分がある。したがって、一つはその不十分さというものを十分にするための努力をさらに、この改正案に対しては審議の途次と考えて、ひとつこの改正案に対して再吟味をするということとがたいへん大切になってくるじゃありませんかというのを申し上げておきます。それは御理解いただけますね。

それで最後にお伺いしたいのは、過去の大規模海工業用地の埋め立ての問題に対して調べてみますと、事業者の多くが地方公共団体、特に都道府県である場合が多かったのですね。ところがこのような場合、免許権者である都道府県知事に埋め立て免許の拒否を期待するということは、これはほとんど期待できないのです。また免許を与えた後に補償について協議が整わないときには一体どうなるかという、これは裁定権者が問題にしていくわけですが、裁定権者というものはまた都道府県知事でありまして、したがって、こういうふうな状態からすれば、都道府県知事が一人埋め立てを計画すればもうこれに対しての歯どめはきかないということが、一応大まかに言うところではきかないような現象が繰り返り繰り返し展開されてきたわけですね。こういうふうな場合にあって何となく免許の権限を行なう場合についても十分なチェックをする機構を設ける必要があるし、それから少なくとも補償裁定権者については当事者から独立した何か第三者機関というものを設ける必要があるのじゃなからうか。これはかねてより問題にされてきたことなんでしょう。今回のこの改正案についてこの点はどうかというふうに考えられているかというのを一言述べたいと思います。

○川田政府委員 まず補償裁定機関の問題でございます。これは知事が裁定するという現行制度になつておりますが、制度論はともかくといたしまして、運用上現実に発動されたことはないという私どもの考え方で、これは十分検討の要があると思

いますけれども、ただいまのところ実害を及ぼしていないという考え方で、それから、知事はやはり現地の機関として一番地の実情について詳しく立脚にある、まあそういう考え方でいる次第でございます。それから、埋め立てについて知事が免許するという具体的なケースがあるわけでございますが、そうしたものは概して大型の埋め立てでございます。また大型の埋め立てということで現実的になりまして、また大臣が認可するということが現実的解決がはかられているというふうなことで、地方自治のたまたま論、いろいろ考えまして、今回の改正ではそういった点については現案を残しておいたわけでございます。

○土井委員 いままでこの問題について大体支障がなかったというふうな御答弁ですが、ほんとうにそう考えていらっしゃるんですか。それをもうちょっとお答えください。

○川田政府委員 裁定官庁としての知事の行為について、特に現実にそういう規定が発動されて裁定を下したというふうな例がございませんので、まあ実害もなかったし、一応制度論として考えてみますと、知事は現地機関として一番広い行政を府県領域で行なっておられますので、いろいろ適正な判断をできる存在であるという考え方で現行制度を残しておいたという意味でございます。これはまた話が別になりまして、現実に知事が埋め立て権者であり、知事が免許をするという、そういう制度自体についてどう思うかという先生の御下問に対しては、そういう場合ははおおむね大臣が認可することになつておりますから、一応制度論としてはそれでよいのではないかと、一応制度論としてはお答えさせていただきますが、現実的に企業局等の行なつた埋め立てについて、事実認識の問題として反省すべき点がないのかと仰せになりますと、われわれとしてもやはり反省しなければならぬ点はやはりございます。そういうことでございます。

○土井委員 どうもはつきりしない御答弁なんです、時間が来て、もうそろそろ次の質問者にと

いうことですから、このことについては私は具体的に言うことを保留にします。

それで最後に一言、それでは建設省に聞きたいのです。このことについてお答えください。先ほど響灘の問題について、国有地を払い下げられた、これらの地価の問題について、好ましか、好ましくないかということは別としてという御答弁でありました。今後やはりこういう問題についてはやってもよいというふうな考えでいらっしゃるわけですか。つまり、運輸省がその土地について埋め立てをやつて、そして埋め立て地をさらに事業者に対して払い下げるといふことがやられてもかまわぬというふうな考えでいらっしゃるわけですか。それをやっても別にかまわぬというふうな御考えかどうかというのをひとつ最後に聞かしていただきたいと思います。

○岡部政府委員 先ほども申しましたとおり、運輸省が土地をつくって企業者に譲渡するということが本来の目的では全くございません。たまたましゅんせつ土の処分ということであつた事態ができたわけでございます。したがって、こういうことを今後やるというつもりは毛頭ございません。ただ例外的に、地方で埋め立て権を取つて、どうしてもその中に土を捨てさせてもらうことができないという場合があり得ると存じます。しかし原則的に私はこういう方向に進むべきではない、こう考えております。

○土井委員 これで終わります。

○服部委員長 松浦利尚君。

○松浦(利)委員 それでは、午前中中断した政府の統一見解をお示ししたいと思つております。

○岡部政府委員 午前中に混乱をいたしました点、お呼びを申し上げます。

昭和四十七年度の運輸白書の二九五ページの廃棄物埋め立てに関する記載は、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理が都市環境問題に重大な影響を及ぼしていること、及び海洋汚染防止法、廃棄物処理法の施行に際し、廃棄物の海洋埋め立て処分が強く要請されたこと、という事情もありまして、

利用目的のないものにも免許を与える云々の、いささか行き過ぎの表現をしたものでございます。ただ、現実の問題といたしましては、利用目的のないものに対しては免許しない認可はなされております。今後、新法の成立後は、新法の趣旨にのっとりまして、慎重に対処する所存でございます。

○鈴木説明員 けさほどの松浦先生の御質問に対する私の答弁の中で、改正法の、目的変更の手續といたしまして、改正法二十七条及び二十九条というふうな申し上げましたけれども、あわせておりました関係上私のミスでございます。十三条の二でございますので、訂正させていただきます。

○松浦(利)委員 いま統一見解が出されましたが、その統一見解についてまたいろいろとここで言うつもりはありません。しかし、やはりいまここで運輸白書というもののある程度の修正がされる。先ほど私にその答弁をして、いま答弁の変更がある。そういうことは、やはりまじめに議論をする場合に、質問する側に対して行き当たりばつたりの答弁をするのではなくて、休憩するなりして、すぐ統一見解をばつと出すということにしてもらわないと、ちぐはぐな答弁になつて、かえつてつけ焼き刃になつて、法改正を提案しておる側が法改正の趣旨を間違つて答弁する、条文を間違つて答弁する、上がらうということでは、私にはできないと思つております。

そこで、運輸大臣に、あるいは建設大臣でもけっこうですが、このように公有水面の埋め立てというのは政府内部でもまだやはり統一的になつておらないのです。だからそういう意味では、この法案として一応前向きな部分があることは事実です。しかしいま必要なことは、法を改正するということと同時に、政府が埋め立てに対する基本的な統一行動をとる、意識を統一する、そのことが必要だと思つております。だからそういう面では、先ほど環境庁の政務次官がお話しになりましたように、やはり環境という問題、産業という問題、運

第一類第十二号 建設委員会議録第二十三号

輸という問題あるいは建設というサイドから、お互いに意思疎通しまして、そうして新たな角度から埋め立てというものはどうあるべきかという組み立てをしておかないと、ちくはぐになつてくると思つておきます。そういう意味で、ひとつ建設大臣、運輸大臣から、これからの埋め立てに対する基本的な考え方について再検討を加えてやるおつもりがあるかどうか、あるいは政府部内の統一的な方向でさらに検討を加えることの意味があるのかなのか。この点についてそれぞれお答えをいただきたいと思つておきます。政務次官もひとつお願ひをいたします。

○金丸国務大臣 埋め立ての問題はなかなか重要な問題でありますし、また環境保全、公害防除という点から考えてみても、おろそかにできない問題でありますので、各省とも連携をとりまして、なおより一そこの全きを期する所存であります。

○新谷国務大臣 建設大臣のたゞいまの御答弁と全く同じ考えでございます。

○坂本政府委員 埋め立てを行なうにあたりまして、環境保全の範囲内においてやるという姿勢は貫くべきだと思つておきます。

○松浦(利)委員 それではさらさらこの問題について、時間がないので、あとの方の質問に協力する意味ではしりやうと思つておきますが、一つ二つちよつとお尋ねしておきます。

それは、実は現在造成が認可されて未造成のところがあるのです。現に埋め立てを認可して、これだけの規模を認可して、そして現実に進行中だけれどもまだ未造成の部分があるのです。たとえば大分の六号地、七号地、こういうところがあるのです。こういうものについてこの法律は適用しないわけですね。だとすると、先ほど統一見解をいろいろお示しになつたわけでありまして、許可を現に未造成のもの扱いをどうしようか、どう考へておられるのか、その点をひとつお答えいただきたいと思つておきます。

○川田政府委員 先生の御疑問の一般論のお答え

といたしましては、やはりすでに免許を得て埋め立てを行なつておられるものにつきましては本法の適用はございません。一般論としてはそういうお答えでございます。

○松浦(利)委員 そこで大臣にお尋ねをするのですが、実はこれは中村委員から私の関連質問で補充してもらつたほうがいいと思つておられますが、調査室の出した公有水面の埋め立て面積の資料と、それからきょういただいたこの埋め立て面積の資料とでは差があるのです。差がある部分について、許可をしておられるけれどもまだ未造成のところがあるのです。非常に大きい数字になります。これは三万ヘクタール近くになるのです。現在までに埋め立てられたのが七万六千ですから、約半分近くが、許可がおりたが未造成の部分、こうなつておられます。これをどうするかという問題は埋め立て行政では非常に大きな問題、しかも環境についても非常に重大な問題になる。しかもその中には、すでに許可を与えて未造成の部分で瀬戸内海の部分があるのです。それは環境庁の政務次官にも再度お尋ねをしたいと思います。国立公園管理事務所が、汚染源だからもうこれ以上埋め立てを国として強ちに規制しなければだめだ、こういうふうな瀬戸内海国立公園管理事務所が文書を出しておられます。だとすると、三万何千の大きな未造成、しかも許可のおりておられるものについてはどうするかという問題は、これからの埋め立て行政でたいへん大きな問題になると私は思つておられます。この法律は公式的にやはり適用いたしません、これをどうするか、その点に対する政府の明確なお答えをいただきたいと思つておきます。場合によってはいままでの答弁が、はつきりいうとちくはぐになるのです。いままで御答弁なさつたことと、この答弁のいかんによつてはたいへん食い違つた行政になる。その点ひとつ明確にお答えいただきたい。

○金丸国務大臣 許可にはなつたがまだ埋め立てしておられないものにつきましては、確かに環境汚染等の問題があるわけでございますから、

この法律が成立いたしましたらこの法律の精神にのつてこれを行政指導することは、私どもなおより一そこの調査をいたしたいと思つておられます。

○松浦(利)委員 大臣の言われたことはそれで非常にきれいに聞かせるのです。ところがもうすでに一べん免許を与えておられるわけですから、三万坪だ、何の、向こうは地元の話がつけば造成するわけですね。ところがそのことに対して、先ほどから言つたように、新全総計画も修正をする、だからその中で公有水面埋め立てのものについては縮小するということが政府委員の説明もあつたわけですね。ところがこの法律が適用しない、三万坪が終つておられる。七万六千坪造成しておいて、三万坪これからやる。約半分です、瀬戸内海等も含めて、これをどうするかという問題は、単なる行政指導だけで解決できると思つておられるのです。いま建設大臣が言われたこと、そのこととはわかります。しかしそれだけでは解決できないのじゃないかと私は思つておられます。ですからもう一べん、運輸大臣でも建設大臣でもけつこうです。

○新谷国務大臣 いまお尋ねの中にもございまして、免許を与えておられるので、これを取つたように、これはなかなか困難であると思つておられることはこれはなかなか困難であると思つておられることは、先ほど建設大臣も言われましたように、新法の精神を十分にくみまして、なお私どもの港灣に關しましては新しい港灣法の精神に従ひまして、十分に行政指導をして対処してまいりたいと思つておられます。

○松浦(利)委員 実は造成されておられない部分がいま問題になっておられるのです。なぜ問題になつておられるかという、大分の六号地、七号地のように、漁民が反対をして、なかなか環境問題で造成できない、そういうところのトラブルがあるのです。それをそのまま認めていくということは、逆にいうと、新

全総計画をそのまま認め、それに伴う埋め立てを認めていくという結果になる。

午前中の御答弁と食い違つたことになる。だから、これは免許を与えたものは取り消さないと言われているのですけれども、やろうと思えば、造成されておられないのだから――造成されたものについてははしかたがないが、造成されておられないものについては法律の適及効果というものはあつておられるべきだ。やろうと思えばできる。それは握つておられる者の判断と、現在の政權を握つておられる者の力だと思つておられます。その人たちの判断だ。やろうと思えばできる。ですから、いま言われたように行政指導ということでは私はなかなか了解できないのですが、環境庁はどうなんですか。それはいま言われたように行政指導だけでやれるか、あるいは、埋め立てがこの瀬戸内海の公園管理事務所のほうでは困るといつておられるけれども、環境庁は免許を与えたものはしょうがないから行政指導でやるだけ、行政指導の外に出るものについては、行政指導の言うことを聞かないものについては、やむを得ないという立場に立つのか、それともそういう間のものについてはやはり緊急措置として何らかの法的規制を加えるという立場に立つてやろうとするのか、その点をひとつ環境庁もお答えをいただきたいと思つておきます。

○坂本政府委員 すでに免許を發せられてしまつたものにつきましては、環境庁はこれを取り消すとかんたかという権限はこれは御承知のとおりでございます。しかし、私どもの立場といたしましては公害関係のいろいろの立法がございまして、それに基づいて種々の環境保全の規制というものをきびしくやつておられる。環境容量以上にはみ出せば、認可があつてもなかつてもそれは当然認められるわけにはまいりません。そういう筋合いで私どもは環境保全上アセスメントを十分にやつて、そして公害発生のないよう十分に対処いたします。

○松浦(利)委員 非常に行政に立ち入るようですけれども、環境庁のほうでは、たとえ三万ヘクタール許可があるけれどもまだ未造成だ、それは

埋め立てたまま認め、それに伴う埋め立てを認めていくという結果になる。

環境を破壊するから一方向に、行政指導をして造成面積を切り下げるといふようなことはやれませんか。やる自信がありますか。そしてそのことについて港湾関係担当の運輸省は、環境庁がそういうことを言ってきたときには、そういう立場に立って行政指導することがやれませんか、だいたいどうですか。その点を、くどいようですけれども、いつも法律がしり抜けになるのはそこなんです。今度法律がせつかくできるなら、この法律というものが直ちに発効して実行できるように、国民の立場に立ってやるのが私は為政者の立場だと思ふから、いろいろ質問するので、ですから、行政に立ち入って申しわけないですが、ひとつ環境庁とそれから運輸省のほうからお答えいただきたい。

○坂本政府委員 私どもの立場とすれば、当然環境容量をはみ出すような、そういうことは認めるといふわけにはまいりません。その場合には具体的な計画がいろいろ出てまいりましょうから、それについて私どもの意見を述べて、そして環境容量の中に押し込めていくことは当然のことです。

○新谷国務大臣 関係省庁と十分に連絡をとりまして、さつき申し上げたような方向で最大限努力をいたします。

○松浦(利)委員 いま言われたことは、与えた許可の変更もあり得るといふ御答弁だと理解してよろしいですか。交付した免許の修正があり得るんだ、そういうことで理解してよろしいですね。

○新谷国務大臣 先ほど申し上げましたように、許可を取り消すということは法律上非常に困難でございますが、私どもとしては、港湾管理者というものと運輸省というものはいつでも相対立したものではなくて、お互いに絶えず相談いたしました、そして港湾計画を立て、港湾橋の遂行に對してお互いに協力しておる立場でございますから、十分に行政指導は可能であると考えております。

○松浦(利)委員 これは水かけ論になるようです

から……(そういうふうになるようなことばかり言っているのだと呼ぶ者あり) 実際、いま冗談で不規則発言がありました。この問題はたいへんだと思ふのです、率直に言って。七万六千ヘクタールも造成をしたために環境が破壊をされ、公害発生源をつくり出してしまった。その許可、免許がすでに三万についておりておる。未造成だけでもある。これはたいへん重要な問題で、笑話で済まされない問題だと思ふ。だから、いま環境庁の次官あるいは運輸大臣から言われましたけれども、やはり免許の修正、こういったことは私は当然やっていると。一べん免許を与えたのは、永久免許じゃないのだから。永久にそこでその人に権利が発生をしたと理解するから免許の取り消しができない。だから、それは免許を与えて一定期間たつておるのだから、そのものについては免許を洗い直す、修正する、そういうふうなことは起つて、国民に対して申しわけありませんでした、あのときやっておけばよかったということになると、これは何のために私たちが国会でこの法律を審議しておったかということになるのですから……そのくらのことは言えないですが、運輸大臣、洗い直す、修正する、それくらのことは、あなた方は権力を持っているのだから、われわれは幾ら言つたつてできぬけれども、やろうと思えばあなた方は権力を持っているから、できるんだから、そういう点についてやはりもう一べんお答えいただきたいと思ふ。

○新谷国務大臣 先ほど環境庁から御答弁をいたしましたように、環境についての基準が出ますればこれは順守させます。しかし、権利関係の問題は、これは法律論でございますから、法律に根拠がありまして、そういう場合にはこういう法律によつて一たん免許を与えたものでも取り消すのし得るのだという権限がございませんと、これはできないと思ふ。ですから私は、実際上効果をおげますように最大限の努力をして行政指導を

いたしますというところをお答え申し上げておる次第でございます。

○松浦(利)委員 もうこのことで水かけ論をしてもしようがありませんから……。いずれにしてもそのことは非常に重要な問題だと思ふのです。ですから早急に、やれるとかやれないというものは別にして、未造成の三万ヘクタールについては洗い直していただいて、環境庁、運輸省なり建設省がこの法律にのつとつて一べん洗い直してもらつて、修正できるものは行政指導で修正をする、あるいは免許を与えていけないものはこの際行政指導で、免許を一べんおろしたけれどもその発効を停止させる、やはりそれぐらいの気持ちでやつていただきたいというふうに思ふので、ひとつくどいようですがもう一べん決意のほどを聞かしていただいて、建設大臣、運輸大臣、環境庁の政務次官、それぞれから決意をいただいて——何か私の質問が非常によくさかたつたようですけれども、明確にひとつお答えをいただいて私の質問を終わります。

○金丸国務大臣 免許を取り消すという問題はなかなかむずかしい問題だと思ふ。そういうものも踏まえまして十分検討してみたいと思ふ。

○新谷国務大臣 お答えいたします。御趣旨はよくわかつておりますから、行政指導を最大限にいたしまして、御趣旨に沿うように善処をいたします。

○坂本政府委員 環境保全優先の立場からアセスメントを十分にやりました、そして御期待にこたえたいと思ふ。

○松浦(利)委員 それじゃ私の質問は終わります。

○服部委員長 井上善方君。

○井上(善)委員 私は簡単に質問を進めてまいりたいと思ふ。

この埋め立て事業というのは、これは歴史的に見れば江戸時代から、あるいはその前から行なわれたと思ふ。ずつと下がつてまいりまして第一次欧州大戦後、産業革命が日本でできてきた。それに伴つて工場敷地をつくるためにいろいろトラブルが出てきたので、大正十年の法制定になつた。私は思ふのであります。

そこで、私の、これはまことに卑近な例を申し上げて恐縮なっておりますが、私のうちも実は干拓をやりながら藩政時代からやつてきたようでありました。——民法関係についてきょう質問しようと思つたのですけれども、この問題はやめまじやう。この法改正だけにつきましての質問をしたいと思ふのであります。昔の干拓といふのは、これは干拓でありまして、干がたを大体囲つて埋め立てるといふやり方をやつてまいりました。しかしこのごろになりますと、技術の進歩のために擁壁をつくつて、いままで考えられなかつた水深十メートル、十五メートル地帯まで埋め立て地が出てきた。しかしこれは戦後の食糧増産時代には、大体農地をつくるための埋め立てが行なわれたのであります。昭和三十三年以降、高度成長政策に伴ひまして海面下十四、五メートルのところまで埋め立てるようになった。そしてそこが港湾区域でありまして、港湾区域内に、ほとんどが港湾区域であります。ここに工場を張りつけていった。これがまた公害問題を引き起こし、同時にまた自然環境を非常に破壊するような事態になつておるのであります。

数字を見ても、大体建設省関係分が一といひますと、運輸省関係分が大体十になつておる。こういうような事態を見ますときに、ほとんど港湾区域内において工場がつくられておる、埋め立てが行なわれておるといふのが実態であらうと思ふ。また、先ほど米運輸大臣が再三言われましたが、日本は港湾が少な過ぎるのだ、だから港湾をつくらなければならぬのだ、こうおっしゃいますけれども、埋め立てをしたそこに工場を張りつけるから港湾が必要になつてくる。あなたのおっしゃるのと逆の状況が現在出てきておると思ふのであります。したがつて、港湾法、港湾法と盛んにおっしゃいますけれども、むしろ

港湾法よりもこの埋立法が優先して考えらるべきである、こう考えるのであります。したがいましめて、この埋立法の審議というものは重大な影響を及ぼしますので私はこれから御質問をしていきたくと思ひます。

まず第一番に、これが大正十年の三月から審議されておるようであります。私はその議事録を拝見いたしました。そういたしますと、埋め立てをするのが至上命令であるという考え方のもとにあの当時審議がされておるのであります。したがいまして、公有水面に對しまして権利を持つ者は、これは無理を言うんだという觀念からあの審議がなされております。言いかえしますならば、埋め立て事業を進めるために、そのけそのけお馬が通るで、ともかく利害関係者の考え方、権利を全部押しつけてつくられたのが公有水面埋立法であります。あの會議録を全部読んでみればそれが十分にわかる。

ところが、御承知のように、その間明治憲法から民主憲法にかわつた。國民の権利は守られなければならぬことになつてゐる。ところがそれに対して改正ができていない。ここで初めてことになつて一部改正が出てまいつた。これに對して、建設大臣あるいはまた運輸大臣は、この法律改正ははなはだ不十分である。建設大臣のおっしゃるには、ぬるま湯に入つたごとき感を深くする、こうおっしゃるのも私は無理からぬことだと思ふ。したがいまして、このかたかな法律をいまの民主憲法にのつた法律に早急に變えなければならぬと私は思ひます。大臣もまた技本改正をやらなければならぬと再々ここでおっしゃいます。しかし私どもは、この法律は建設省よりもむしろ運輸省のほうに、面積の関係からいつても現在の埋め立て事業の実態からいつても運輸省のほうに重要な権限があるように思はれてなりません。したがいまして、技本改正をいつやるかということでありまして、技本改正をやるといふことは再三三大臣とも明言されておりますが、いつやるか、この時期をひとつ明確にしていだきたいと思ふの

でございます。どうぞでございますか。

○金丸國務大臣 この法案は一部修正いたしましたのであります。かたかなの法文そのままになつておるといふようなところもあるわけでありまして、技本改正をすることをいふところをねらいもあるわけでございます。また技本的な改正をやらなければならぬという要請にも迫られておると考へます。そういう意味で、その時期という問題につきましてははつきり申し上げるわけにいかぬけれども、できるだけ早い機会にやるといふことは必要である、こう私は考へております。これが共管でありますので、埋め立ての基本問題等につきましてはいろいろ意見の分かれるところもあつたと思ひます。また學者の意見をいろいろ聞いたつて考へて、たとえていへば、法律をつくるためには法律改正の委員会をつくつて、準備委員といふものをつくつてそのほうの検討をせよというところもやらなくちゃならぬだろうというところもあつたと思ひます。私も私なりに考へるわけでございます。そういう意味で、どうせつくるには全き法律をつくらなくちゃならぬ。またあそこもだめだ、ここもだめだというふうな法律でない法律をつくるためにも、ある程度の日時はおかし願ひたいと思ふわけでございます。

○新谷國務大臣 大体建設大臣のお考へと同じでございます。私どもには港湾法がございます。今度の改正案は再々申し上げましたように部分改正でございます。いままで両方とも、環境の保全でございます。いままで公の防除でございます。か、そういう規定が表面化されておりました。これは行政措置にまかせられておつたわけでございます。今度はそのそれを前面に出して、埋め立てにつきましても港湾の整備につきましても、そういう問題を重点的に取り上げて今後やつてまいります。部分改正でございますが、急いで出したという経緯がございます。将来、それじやいつか

と、何年たつたらやるのだというふうな約束をしるというふうな聞かせるのでございますが、これはいまの環境の問題なんかもこれからまだいろいろ考へなくちゃならぬし、進展していく問題もたくさんございます。

それから一方、私のほうの埋め立てに關係いたしますが、港湾関係でございます。港湾関係につきましても、ちよつとこれは余談になりますけれども、井上先生の御質問の中で、運輸大臣は、工場を張りつけて、そして港湾をふやしたらいいじやないか、こう言つておられるというふうにお聞きになりましたけれども、そうじやございません。いまの日本の国内の海上の荷物の動き、それから國際的に見まして、非常にたくさん原料を輸入しなければ日本の國民生活も國民経済も成り立つていかなければならないから、それがこの何年間には何倍になる、いろいろな試算が出ておりますが、それに対応したような港湾設備がほしいと言つておられるのでございます。ただ教をほしいというのじやございません。さつき申し上げたように、世界にもまれな平均港船時間四十時間なんというのですから、これを何となく解消いたしました。必要な物資がどんどん入つてくる、またこちらのほうから、主として雜貨でございますが、そういうものをどんどん出せるというふうな態勢にしなければいかぬということを言つておられるのでございます。したがいまして、敷の問題よりも、そういう設備の内容を整えないと追いついていけないのだ、それを申し上げておられるのでございます。たとえば、設備の内容を變えようといふといたしますと、たとえば、パイプをふやそうといふことになりまして、自然、ある部分でございますけれども、海岸の埋め立てというものも伴つてくるわけでございます。しかしいままで、そういう問題については環境の保全とか公害とかいうことについての配慮が足りなかつたことは事実でございます。そういう点について十分反省いたしまして、今後は新法の精神に沿ひまして、そういう港湾設備を充

實いたしました場合に十分な配慮をして行ないますというのを申し上げておるわけでございます。から、この点ひとつ、先生にもその点について私の言つたことが間違つて入つておりましたら、いま申し上げたことが正確でございますから、そのとおりに御了解いただきたいと思ひます。

○井上(普)委員 これは建設大臣と運輸大臣との御答弁のニュアンスが違ふ。早急にこれは改正しなければならぬのだが、時期はいつだといつて私は聞いておられるのです。運輸大臣は全然そのことに触れられないじやありませんか。(新谷國務大臣「いや、建設大臣と同じ意見です」と呼ぶ)同じ。同じであるならば、大体目安を、いつを目途にしてやられるのか、この点をひとつお伺ひしたい。いつを目途にしてやられるのか。

○金丸國務大臣 事務当局との問題についていろいろ話して合つてみたわけでございますが、一、二年ではでき上らないといつておられますから、五年くらいは見てもらわなければならぬと思ひます。

○井上(普)委員 この日進月歩の時代に、法律を改正するのに五年かかるといへば、まさにこれまたわれわれとしても口をあんぐりせざるを得ないのであります。なぜできないかといふ一つの理由には、私が想像するに、運輸省と建設省との間に、私があるじやありませんか。なわ張り争いがあるじやありませんか。共管になつて、一つのこのたびの關係資料を見ましても運輸省と建設省とが並んでくる、こういうところ……。改正するとすれば五年なんといふ、気の遠いこととおっしゃられる。せめて、自民党さんのよくお使いになる両三年くらいのおこしは使えませんか。どうぞでございます。われわれはこのことを早急にやるためには、大臣、両三年で、くらのことばは使えませんか。

○金丸國務大臣 先ほど来から申し上げましたように、この法律を全面改正するということはなかなか困難な問題点がたくさんあるわけですから、完全な法律をつくるためには、日時をかしていただかな

くちやならないということで、私が五年と申し上げたのは、五年ということが適切であるかどうかという意味で五年と言ったのですが、五年が長ければもちろんそれを縮めるといふことにやぶさかではないわけでありまして、できるだけ縮めまして、御期待に沿うようにしたいと思っております。

○井上(普)委員 それでは、先ほど法律を改正するために準備行為がたくさん必要だ、こうおっしゃいましたが、この準備行為は、すなわち法律改正の審議会なんかを、この法律が発効したら直ちにつくられることを私は要求したいと思っております、どうですか。

○金丸國務大臣 これも関係官庁とよく連絡をとりました、できるだけ早い機会につくるといふことは当然であると思っております。どういふ方法でやるか、一番いいのか、その基本線をきめることがまず第一だと思っておりますから、どういふ方法でこの法改正をやるかということをやまず関係各官庁と連絡をとりましてきめた上で、でき上ったら順次屋根を組んでいく、こういうふうにしたらいと思っております。

○井上(普)委員 われわれは根本的な改正を、いま大臣がおっしゃったとおり、ともかく早くやられることを強く要求したいと思っております。この点御了解願えますか。

○金丸國務大臣 先生の御指摘のように、できるだけ早くやるように心がけます。

○井上(普)委員 この法律を見てみまして、明治憲法下でつくられましたので、非常に変な、わからぬところがたくさんありますので、大体質問に出できたと思いますが、確認の意味をもちまして少々私は御質問したいと思います。

第三條であります、「地元市町村長ノ意見ヲ徵スベシ」といふことが第一項にあるわけでありまして、この地元というのはい体どういふ意味でございませうか。

その次、「意見書ヲ提出スルコトヲ得」とありませう。

すが、この意見書の取り扱いはどうするのか、ひとつお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、根本的な問題であります、実はこの法律には、いわゆる「政令」といふことばと「命令」といふことばと「法令」といふことばとが同じ一つの法律の中にあるのであります。一体命令とは——私は新しい法律の中では命令といふことばは知らないものであります、どういふふうで考えておられるのか、ひとつお伺いしたいのです。なぜこの命令といふことばは現在の法律用語に直さなかつたか。ついでにそれもお伺いします。

○川田政府委員 お答え申し上げます。

地元市町村長は、最小限度埋め立てを施行する区域の市町村長を意味しております。(井上(普)委員「最小限度」といふのは何だね」と呼ぶ)埋め立ての区域と、それから埋め立てに関する工事の施行区域を含めまして、そこにひっかかります市町村長という意味でございます。

それからその次に御指摘の意見書でございますが、意見書につきましては、先ほどもお答え申し上げましたが、地元の御意見といたしまして十分判断の資料として慎重に取り扱うということでございます。

それから法令と命令と政令と三種類ございますが、政令は、先生御承知のとおり、戦後の法律に基づくところの、法律を実施する広い意味での命令の一つの形態でございますが、この政令の概念は一応ははっきりしているわけでございますが、命令という表現におきまして政令と省令を含めております。どちらかといいますと省令的なものを命令という表現でやっておりますが、しかし中には政令事項も含めた意味で現実に命令という使用方をしております。それから法令でございますが、法令は他の法律及び関係の政令とまた省令というふうなもの全部をひっくるめまして法令という表現を使っている次第であります。

〔委員長退席、天野(光)委員長代理着席〕

○井上(普)委員 私が聞くのは、ここで一部改正

するに際しましても、なぜ命令なんということばを変えなかつたかということなのです。この法律の中へまた命令なんということばが出てきていますので。

○川田政府委員 普通、はっきり書ける場合には建設省令とかあるいは省令とかという表現をとるわけでございますが、政令と省令と一緒に含めた表現をとっている場合にはやはり命令というふうな表現で書いてあるという実体論でございます。

○井上(普)委員 大臣、この一つの字句をとりましても、こういふことがあるのです。いま使われてないことばを使っている。それは一部改正でもやはり残しておる。こういうようなことがありまして、やはり根本的な改正が必要であらうと思っております。

さらにまた、先ほどから、起業者が知事であり、免許権者が知事であり、しかもその権利関係者のトリアルに対する裁定権者も知事であるということにつきましても意見が再三にわたつてこの委員会においで出されております。ここで私は大正十年ぐらゐの日本の官制を考えますと、これは官選知事であつたわけですから、そうしてまた国民の権利というものは、お上の御用のためには、陛下の命令のために全部押えられてきた、それが残つておると私は思うのです。これじゃ関係の利害関係者はたまたまのじゃありません。したがしまして先ほど来この問題につきまして盛んに論議がかわされておるのでございます。これは特に運輸大臣に私はお伺いしたいのです。といひますのは、これは先般もわが党の中村委員から指摘せられたところでありまして、おたくの港務局管理課長、あそこにおる人の前任者であります、運輸省港務局管理課長が「時の法令」といふ政府の雑誌に論文を出している。その中でやはりこのことを指摘しているのです。昭和三十七年です。この、ピッチャーとキャッチャーとアンパイアが知事だといふところは不合理であるし、またこういふような裁定制度も、知事が裁定するんだから、どうも当事者の権利を十分尊重する制度的保障はないとい

うことを指摘されておるのです。三十七年です。これはともかく公に出された論文の中にあるので、この補償制度の改善ということについても出されてない。お読みになっていただいでつけようです、大臣。——こういふことが書かれております。それで運輸省が法のこの不合理を知らないはずはないのです。不合理であることを認めておるし、かつまた改正しなければならぬということもいっておる。ところがそれについて何らこの一部改正には出てこないというのには、はなはだもつてけしからぬと思つたのです。知らなければこれはまた罪は許せません。知つておつて、しかも、こんな不合理があるじゃないかといつて公の論文に発表しておつて、こういふことを改正に盛り込まない。この態度というものは私は許すべからざるものがあると思つた。こういふような指摘が十一年前にあるんです。ところがこれに対して何ら改正案に出してこないことは怠慢といわざるを得ないのであります。大臣、どうですか、御感想を承りたい。

○新谷國務大臣 この法令の解釈か論文かは存じませんが、それはいま拝見いたしました。おわかりました。そういふことは私は研究不十分だつたかもしれないが、運輸省の中でも事務当局の間でそういふ意見があるからそういう意見が出たのだと思つた。そういう明確な事実があるのに今度の改正案の中になぜ入れなかつたかという御指摘だろふと思つたが、今度のこの改正案は、建設省のほうから初めにどういふ御説明があつたか知りませんが、実は非常にまぎわになりました。倉卒の間に立案をされたものでございまして、基本的な問題は、いづれ全面改正のときにとりまして、あとに譲られた問題が非常に多いのでございまして、さつき申し上げましたように、当面、埋立法につきましても私どもの港務法につきましても一番欠けておるのは何かということ、社会事情の変化、社会の要請といふものによつて、環境の保全とかあるいは公害の防除といふものをとにかく前面に押し出さうといふ

ので、急遽つくった法律案であると私は聞いております。したがって、先ほど建設大臣も申しました、私もお答えいたしましたように、そういうことであらゆる問題についての改正というものにつきましては、できるだけ早くその成案を得るよう努力をしなければならぬということを痛感しております。次第でございます。

○井上(普)委員 これは昭和三十七年に「時の法令」、これはいまでも出ておりますが、政府の刊行物にもかくこういう名前が出ておるのであります。「公有水面埋立の現状と問題点」という論文で、しかもこれは政府の刊行物で出しておるので、資格もはつきりと港湾局管理課長という名前が出ています。身分もはつきりして出しておる。このところを早くと言いますけれども、この一事をもって考えますならば、利害関係者に、そのこのけそのけお馬か通るといふ法律をそのままここに出しておるわけでありませぬ。そこに関係住民、利害関係者の利害ということを全然考慮に入れない法改正でもあるし、ひいては、この改正の根底に流れるものが、いかにももつともらしく環境の保全とかあるいは災害の防除などといっておるけれども、ほんとうはそうじゃないんじやないですか。ほんとうは埋め立て地を利用する企業者の利益のためにのみ考えて、国民を一応ごまかそうとする底意があるのではないかと疑われてもしかたがないと思っております。こういうようなことから考えますならば、この一事をもつていたしまして、私は新しい憲法にのつた法改正を全面的にすみやかにやる必要がある、こう思うのであります。大臣、いかがでございますか。

○新谷国務大臣 御意見は十分に拝聴いたしました。

○井上(普)委員 御意見ではなくて、新しい憲法にのつた全面改正を早くやることを強く要求しているのです。大臣の御決意のほどを承りたい。

○新谷国務大臣 先ほど建設大臣と御一緒に御答弁を申し上げたとおりでございます。いまおっしゃったように、これは何か権利者を保護す

るためにも残しておるのじゃないかという御懸念でございますが、そうではございませんで、これは先ほど申し上げましたように、いまの社会情勢に合わないようなものであつては困るというところで、この埋立法につきましても社会の要請に応じました環境の保全とか公害の防除というものを前面に押し出すというところで改正した趣旨にはかならないのでございまして、いま御せのような意図は毛頭ございません。したがって、今後この問題に対しましては、先ほど建設大臣も、私からも申し上げましたように、できるだけ努力をいたしまして、いろいろの権利関係の問題もございすから、そういったものの法律的な解決を急ぎまして、できるだけ早く全面改正の提案をするようにあらゆる努力をしたいということをお願い申し上げます。

○井上(普)委員 この新しい憲法ができて、国民の権利は守られなければならないということがはつきりと明示されております。それにもかかわらず、この法律は、この論文にのつておりますように「必ずしも当事者の権利を十分尊重する制度的保障がなく、」こう断定しておる。この法律は権利者の国民の権利を守る上からもすみやかに改正すべきである。しかもこれが現代的な、今日的な問題であると思つて、同時に国民一人一人が持つ権利を尊重しなければならぬというのはいま今日の重要な問題でもあります。これをなげがしろにされておる行政当局、政府の姿勢を私は強く非難いたしたいと思つております。ともかくすみやかにこの問題について法改正をやらんことを強く要求いたしたいと存じます。

それからさらに第二十七条第一項第二号で、「滞納処分、強制執行、競売法ニ依ル競売又ハ企業担保権ノ実行ニ因リ権利ガ移転スルトキ」は無条件で移つてもいいということでありませぬ。「埋立地に關する処分ノ制限」のところではこれは無条件に権利を移転してもいいということになっております。ここは先般も質問されて明瞭にならな

かつたのでありますが、二十九条第一項との関係においてどうなつておるのか。こういうことで意図的にやられる可能性があると思つて、どうでございますか。

○川田政府委員 法律の条文整理の問題と申しませぬ、第二十七条の二号の滞納処分とか強制執行とか、競売法による競売または企業担保権、物上担保の制度によりまして債務不履行におちいり、その結果強制的に物件の権利が移転するというのが現行制度上一応認められておる次第でございますが、その関係と二十九条の関係は法律論として見れば、先生おっしゃつたようなそういう法網をくぐる悪知恵を出す人がいるとすれば私も防

止しなければならぬ事柄でございますが、現行制度上一応そういう会社の破産とかいうような関係で物権が強制的に移転するという場合は、やはり認めざるを得ないのではないかと、こういふふうに考えます。

○井上(普)委員 この場合は十年間の移転の制限を排除されることになっておる。そうしてその利用目的もはずされることになりませぬ。利用の点につきましてもはずされることになる。あなたの言われたように、法網の抜け道があると言われてもしかたのないところであると思つて、しか

し、こういうような場合には、せつかく公有地拵大法という法律ができていますから、この場合はその先買権を行使するような方向をとつたらどうでございますか。

○川田政府委員 実際上また応用上の問題として、先生御指摘の事態というのはいへん憂慮される次第でございますが、この法律の運用上の問題といたしまして、前項の出願者の資格の審査の際に資金計画調査とか、そういう関係で権力倒産するおそれのないような人を埋め立て免許者として選ぶ方針もございませぬ、万が一そういう事態が予想されるなら、やはりできるだけの手を事前に打ちまして……(井上(普)委員)「どんな手を打つのか」と呼ぶ)担保権の実行によって軽々に権利が動いて、しかもそれが他目的に使われる

おそれがないような措置を考えなければならぬかと思つて、この際法律上のそういう制度を組み込むことはなかなか私どもとしてもむづかしかつたわけでございますが、条件等の処分によりましてそういう事態が防げるなら、そういう措置も極力考えていきたいと思つております。

○井上(普)委員 次長さん、あなたは埋め立て事業というものはどういふようにいままでやられてきたか御存じないからそういうことをおっしゃる。埋め立ての免許を得た者が、これは戦前でございますけれども、埋め立て免許というものを売買せられたことがあるんだ。いまでも民法上これは売買できるはずなんです。あなたが言うように、こんな項目を入れておいて、環境保全とか幾らいつたつて、これを行政指導でできませんんて立ててしまつたあとの土地については、埋め立てとがいわれておる。あつたのです。埋め立て免許というのは売買の対象になつたのです。それすら対象になつてきておるのです。事実私も戦後そういう事例を知つております。こういうようなこととてあります。あえてこういう法の網をくぐつてということばを使つて、これはおかしいんじやないか。せつかくつておるなら、こらあたりは何か細工ができるのじゃないかと思つて、どうでございますか。これは行政措置や何かということではできませんよ。

○川田政府委員 法律上の措置として、先生の御心配になるような点を担保するということはやはりたいへんむづかしいというふうに私も考えております。

○井上(普)委員 とにかくそういう問題がありませぬ。こういうような問題があるのだ。私、埋め立てのことについて民法上の問題を言ひ出しましたらとても時間が足りませぬのでこの程度にしておきますけれども、特にこういう問題があることを指摘しておきたいと思つております。

それからもう一つは、「政令及び命令案要旨」というものをいただいたのでありますが、これを見

た。

○新谷国務大臣 御意見は十分に拝聴いたしました。

○井上(普)委員 御意見ではなくて、新しい憲法にのつた全面改正を早くやることを強く要求しているのです。大臣の御決意のほどを承りたい。

○新谷国務大臣 先ほど建設大臣と御一緒に御答弁を申し上げたとおりでございます。いまおっしゃったように、これは何か権利者を保護す

るためにも残しておるのじゃないかという御懸念でございますが、そうではございませんで、これは先ほど申し上げましたように、いまの社会情勢に合わないようなものであつては困るというところで、この埋立法につきましても社会の要請に応じました環境の保全とか公害の防除というものを前面に押し出すというところで改正した趣旨にはかならないのでございまして、今後この問題に対しましては、先ほど建設大臣も、私からも申し上げましたように、できるだけ努力をいたしまして、いろいろの権利関係の問題もございすから、そういったものの法律的な解決を急ぎまして、できるだけ早く全面改正の提案をするようにあらゆる努力をしたいということをお願い申し上げます。

○井上(普)委員 この新しい憲法ができて、国民の権利は守られなければならないということがはつきりと明示されております。それにもかかわらず、この法律は、この論文にのつておりますように「必ずしも当事者の権利を十分尊重する制度的保障がなく、」こう断定しておる。この法律は権利者の国民の権利を守る上からもすみやかに改正すべきである。しかもこれが現代的な、今日的な問題であると思つて、同時に国民一人一人が持つ権利を尊重しなければならぬというのはいま今日の重要な問題でもあります。これをなげがしろにされておる行政当局、政府の姿勢を私は強く非難いたしたいと思つております。ともかくすみやかにこの問題について法改正をやらんことを強く要求いたしたいと存じます。

それからさらに第二十七条第一項第二号で、「滞納処分、強制執行、競売法ニ依ル競売又ハ企業担保権ノ実行ニ因リ権利ガ移転スルトキ」は無条件で移つてもいいということでありませぬ。「埋立地に關する処分ノ制限」のところではこれは無条件に権利を移転してもいいということになっております。ここは先般も質問されて明瞭にならな

てみますとはなはだ不十分であります。私たちがいままでこんなざっとした政令案要旨というものはいたいたことがないのであります。この政令案要旨の第三項にいたしても、一体どんなことを書くようにしておるか、十分ではございません。環境保全につき十分配慮されたものであることを示す文書等」と書いてありますが、これは一体どんな文書ですか。あるいはまた第九の「施行期日」としては、改正法の周知徹底に要する期間等を考慮して定める。これも、こういうような政令案要旨をいたしたためしが私どもにはございません。あるいは第十にいたしても、二の「免許料の額の基準の改定」、あるいは三の「主務大臣の認可を受けるべき埋立免許の範囲」についての所要の改正等を定める。というように、まことにばく然とした政令案要旨が出されておるのであります。おおよそ法律を出すときには、ある程度コンクリートした政令案要旨を出されるのが常であります。このようなく然としたものであつては、はなはだ、委員会と申しますか、審議の妨げになつておるのであります。事務局はいかにお考えになりますか、お答え願いたい。

○川田政府委員 不備を指摘されましたことに申しわけございません。この場におきましては御答弁という形で補正させていただきますが、まず第三の「環境保全につき十分配慮されたものであることを示す文書」、これは、個々具体的に埋め立て申請の実例によりまして、たびたびの知事等からの補正等もございまして、一応こうした環境保全についての支障がないという判断を知事が下すことが可能なような裏づけ資料を出させる、こういう趣旨で書いた次第でございます。

それから第四の「政令ヲ以テ定ムル者」としては、ただいまのところ「分譲埋立てを行なわせることが適当と認められる公共団体」ということで、それは何ぞやという御質問をいただきましたが、ただいまのところ、そのような地方公共団体あるいは公共団体以外の法人というものを分譲埋め立ての適格者に指定する考え方はただいま持っておりません。

それから、先生から御指摘ございました第九の施行期日の問題でございますが、施行期日につきましては、一応昭和四十九年の一月一日ということとで年内にぜひスタートさせたい、来年早々スタートさせたいというふうに考えております。それから免許料の額でございますが、この免許料の額の基準につきましては、時価から造成費を控除したものを基準といたしまして、現行百分の三という額をあと一限り引き上げてまいりたいというふうに考えております。

それから「主務大臣の認可を受けるべき埋立免許の範囲」につきましては、潮流等の関係で他県に著しい影響を及ぼすおそれのある埋め立ての免許というものをつけ加えるという、ただいまそういうことでおりますので、補正御説明申し上げました次第でございます。

○井上(普)委員 これほど不十分な政令案要旨なるものは私は見たことございません。

そこで委員長にお取り計らいをお願いしたいのであります。一応この政令の要旨がまとまった際には、委員会を開きまして一度これについて議論する機会をつくっていただきたいことを強く要求したいと思つております。

そこで、もう一つ問題を私は提起したいのであります。実は、この法律の改正が行なわれるというところでかけ込みが非常にたくさん行なわれておるようになり、高知県の浦戸湾の埋め立て工事につきまして、先般、いまから四日前に運輸審議会が開かれました。何だということ、この法律ができるのだから、それまでにとつ知事の免許を出したいということとで運輸審議会が開かれたそうでありまして、これは私のためたまたま隣の高知県のことでございますので、一体建設委員のあなたはどういふ意見を持っておるかという話で私は承った。たくさんあると思うのです。このかけ込みに対してどういふ処置をとられるか、お聞きしたいのです。

○金丸国務大臣 建設省といたしましては、かけ込みというものは断じて許すわけにはいかないという考え方に立つて、行政指導で知事にこの件は十分伝えて、かけ込みのないようにいたしたい。私の責任でいたします。

○新谷国務大臣 ただいま建設大臣からお述べになりましたとおり、そういう事態が起こりませんように、これは強力に関係の都道府県知事に対して行政指導をいたします。

○井上(普)委員 私はたまたま高知県のことを知つたわけでありまして、高知県に対して、すでにそういうような動きがあるのでございますから、大臣から直接指示をしていただきたいと思つて、大臣と同時に、不十分なながらもこの新法の精神にのっとりて処置されんことを強く要求したのであります。どうでございますか。

○新谷国務大臣 言ひまでもございません。そのとおりにするつもりでございます。

○井上(普)委員 さらにもう一つ、実は先ほど来松浦委員あるいはその他の委員からたくさん出ておるのでありますが、計画をしておつて、その計画が実は港湾区域あるいはまた建設省所管の埋め立て区域であるにもかかわらず、両省が知らぬというふうな埋め立て計画が盛んに行なわれておる。大型であります。進んでおるのですが、これは簡単に申し上げます。私どもの生まれおります徳島県におきまして一千万坪の埋め立てをやるうとしておるのであります。これは建設省の事務当局に聞きますと、そういうことは私は存じませんという話なんです。港湾区域かと思つてこれもお伺いしますと、港湾区域じゃない。鴨門の潮筋にひつかかるところにこういふ埋め立てをつくらうとするのであります。ところが先ほど松浦さんに通産省が出した資料を拝見しますと、これにも入つておるのか入つていないのかわからない。どうも違うようです。こういうふうな場合、もうこれはすでに四、五年前から計画して、県費をつぎ込んで調査までやつておるのであります。ところが主務官庁である建設省あるいは運輸

省は、これは御存じないと、事務局に聞きますとおっしゃるのであります。どうしたらいいのでしょうか。しかもこれが大臣、ピッチャーとキャッチャーと、アンパイアまで知事であることに問題があるのです。一千万坪ですよ。これは経企庁は知つておるのですか、どうなんです。

○下河辺政府委員 お答えいたします。県のほうで調査していることを存じております。県のほうからの調査報告書も拝見しております。

○井上(普)委員 政府の役所内部においてこういうことが行なわれておるのです。認可権者である当局は全然知らない。産業に密着した役所だけがくつついてこういうようなことをやられておる。ここに環境保全も何もあつたもんじやない。環境庁の次官、あなたは先ほど来こういふような埋め立てについていろいろ言っているが、これをちょっと見てごらんない。この地図だけを見てみまして、私には環境アセスメントという英語と日本語をチャンポンにしたようなことばはわからないのですが、それに沿つてはどうです、何やら環境アセスメントからするとこれはどうでございますか。

○坂本政府委員 環境アセスメントということが一番大事なことです。一番大切なこととございます。私それをただいま拝見いたしましたところでございます。詳しいことを存じておりませんけれども、それが具体的な計画になりましたら、それこそ慎重に厳正に、やはりアセスメントをやらなければいかぬ、こういうのであります。

○井上(普)委員 そのアセスメントというのはどういふことなんです。これは日本語じゃないと思うのです。どんなことなんです。それほどありがたいものなら、ひとつ御披露願いたいと思つております。

○坂本政府委員 あんまり詳しいことは知りませんが、いままでの失敗はよく反省をして、前もつてよくよく調査をいたしまして、こうしたらああということが起こらないか、こういうことを

やったらああいう失敗をしないか、いろいろと考  
えまして、それでどういった問題感があったらこの  
手で行こうとか、ずっと事前に調査研究をいたし  
まして、失敗のないようにやりたい、こういうこ  
とでございましょう。

○井上(善)委員 ことはもう少し正確に翻訳さ  
れていただきたいと思うのです。それがはたして  
アセスメントのほんとうの意味か。私も実は英語  
の辞書を引いてみました。どうも違うようです。  
それをあたかもしきの御旗のごとく振りかざし  
て、おまえはアセスメントということばを知らぬ  
のかといわねばかりにありがたがったことばで言  
われると、日本人にとってはまことに迷惑しごく  
であります。まずその点を御注意申し上げておき  
たい。ひとつ御披露申し上げますと、常識という  
ことばがある。この常識ということばは、明治二  
十四年の帝國議會においてある国会議員が「カマ  
ンセンス、訳して常識と云う」ということばから  
常識ということばが一般化したのであります。カ  
マンセンスと常識ということばとはもてはちよつ  
とニュアンスが違う。しかし、そういうような新  
しいことばがつけられたのでありますから、あな  
たがアセスメントということばを使われるなら  
ば、今後及ぼす影響もあらかじめ十分お考えの  
上でお使いになっていただくことを強く私は申し  
上げておきたいと思つたのです。

ともかく、いずれにしましてもこういうような  
計画が行なわれているのです。しかもそれがビツ  
チャーでありキャッチャーでありアンパイアなん  
です。ここに大きな問題があるのです。こんなこ  
とをやられたら潮流に大きな変化を来たすでしょ  
う。いわゆる環境は著しく違ってくる、こういう  
ような面をひとつお考えの上で——これはえらい  
果費をつぎ込んで、どうも私が聞いたところでは、  
経済企画庁の御指導のもとにやっておられるがご  
とく果費でも発言されておるのであります。し  
かし建設省は知らぬ、運輸省は知らぬ、認可権者  
には何ら話し合ひがない、こういうことが行なわ  
れておることをひとつ御記憶願ひまして、ともか

くこれに対する措置をお考え願ひたいと存するの  
であります。  
いずれにいたしましても、この今回の公有水面  
埋立法という法律は、大正十年の法律からします  
と半歩前進であることは認めます。しかし現状か  
ら今日の課題といたしまして、やはり根本的に法  
改正を望む時代になっておると思ひますし、また  
しなればならぬ時期でもあります。両大臣の  
決断と実行を期待いたしまして、私の質問を終わ  
ります。

○天野(光)委員長代理 浦井洋君。

○浦井委員 公有水面埋立法の一部改正につい  
て、すでにわが党の中島委員、それから瀬崎委員  
が質問をやっておりますが、たくさん保留分が  
残っております。私は、そういうものを兼ねて、  
補充をする意味で簡潔に質問をしてみたいと思ひ  
ます。

第一点は、この法の第五条、いわゆる水面に有  
する権利者の問題であります。これはもうすでに  
先日の公聴会でも相当お話が出ましたし、この委  
員会でも論議になっておるわけでございますが、  
私が言いたいのは、要するに、たとえば大分の例  
でお話をしますならば、すでに一号地から五号地  
までは埋め立てが完成をした。現在その一号地—  
五号地の間に六号地、七号地の埋め立てが実施さ  
れる予定だ。神崎、この漁民の方はもうすでに、  
一号地から五号地までの埋め立てによって、漁業  
権はあるけれども現実には漁業が成り立たないとい  
うような状況に追い込まれておるわけです。そこ  
で今度また新しく埋め立ての免許が与えられたの  
で、もうどうせ漁業はできないのだというところで、  
やむなくこの埋め立てに賛成をされておる。必ず  
しも漁業を放棄する意思はないのだけれども、現  
実に漁業ができないのでしかたがないという形で  
補償に応ずる。ところが少し離れた佐賀関へ行き  
ますと、これはまだまだ外海へも出られる、海も  
まだ比較的美しいというところで、埋め立てに反対  
をされておる。そして神崎の漁民と佐賀関の漁民  
とがなぐり合ひをするというような不祥事件まで

起こつておるわけです。こういう状況だろうと思  
う。こういういわば将棋倒し作戦といひますかド  
ミノ作戦といひますか、一つ埋め立てて次々次々  
と埋め立てていくことでどんどん事業が進んで  
められていっておるのが実情だと思つたわけなん  
です。漁民は必ずしも生業である漁業を捨てたいと  
いうふうには思つておらないけれども、漁業がや  
れなくなつたのでやむなく漁業権を放棄した。そ  
してそれと引きかえに、その人のこれからあとと  
一生を考えるならば相対的に非常に安い補償費で  
がまんをせざるを得ないというのがいまの現実で  
はなからうか。大分の例を引いたわけでございます  
すけれども、私は東京湾の千葉でも同じことがい  
えるのではないかとふうに思つたわけなんです。

そこで、そういうような考え方から現在の埋立  
法、公有水面埋立法の現法を見ますと、これ  
は先ほどから申し上げておるように、埋め立てら  
れた海面、この海面に漁業権を持つておるところ  
の漁民、漁協、こういうところの同意を得れば埋  
め立てがやれるというふうな仕組みになっておる  
わけなんです。それで、ところが改正案で一  
体そういう点が改まったのかというふうに見てみ  
ますと、この点は全く前と同じ。明らかにこうい  
う事態が持ち上がった改正の必要が大いにあると  
思われるのに、どうしてこの点を改められないの  
か。もっと具体的にいうならば、同意を得なけれ  
ばならない権利者の範囲を広げる、そして少なく  
とも当面は、埋め立てられる地域の隣接海面に権  
利を持つておる方たちも権利者として認めるとい  
うような措置を講ずべきではないかというふう  
に私は思つたわけなんです。これはまず運輸大臣  
なり運輸省の方の御意見をお聞きしたい。

○天野(光)委員長代理 答弁は簡潔に願ひしま  
す。

○岡部政府委員 ただいまの先生の仰せ、今回の  
法改正でどういうふうにご考慮おるかというこ  
と、確かに利害関係人としての補償の対象になる  
という人については何ら変わっておりません。た  
だ、いわゆる第三条でございまして、関係の者

として意見を申し出る機会を与えたというところ  
が私どものこれに対する措置であつたわけござ  
います。

○浦井委員 三条の、意見書を提出することがで  
きる、これはこの前の委員会でも問題になりまし  
たように、一体この意見書が具体的なものごとの  
判定にどう反映されるのかという保障は全くない  
わけなんです。私、兵庫県庁へ行きまして係官に聞き  
ましても、末端の行政の側でも、これをどうのよう  
に見たらよいのかということでは非常に戸惑つて  
おる、こういう意見を聞きまして、この点につい  
ては、だから、これはやつたというだけで、何ら  
私は実効がない、実効の保障はないと思つた。だか  
ら私が先ほどから申し上げておるように、当面さ  
しあたって、隣接海域、隣接水面の漁協なりある  
いは漁民の方たちなりを権利者として認めるとい  
うことをここに法改正で明文化すればそれで済む  
わけなんです。どうですか。

○岡部政府委員 ただいまの先生の御提案、その  
点に関する限りは全くそのとおりだと思ひます。  
ただ今回の問題も、これをふやしました際に、い  
ろいろな利害関係者というのがあるわけござい  
ます。それをどこまでどういうふうに入られる  
かという点についての結論を残念ながら得られな  
かつたということが実情でございます。

○浦井委員 局長、私はいま沿岸住民というこ  
ろまでは言つてないわけなんです。埋め立てられ  
る海域の隣接海域ぐらゐは権利者として認めよ、  
こういうふうに言つておるわけなんです。この点  
はどうですか、もう一べん。

○岡部政府委員 いわゆる先生のおっしゃつた隣  
接海域という意味が、たとえば漁業権を持つてお  
る、それが埋め立てられるところにはその漁業権  
の設定は、その漁業組合はない、しかしその横の  
水域にあるという意味かと存じます。それで、そ  
ういうところ以外にそれをどこまで及ぼすか、た  
とえば隣接と申しましてこれははっきりいたし  
ません。そういうような問題でいろいろ議論が出  
たことは事実でございます。

○浦井委員 局長はこの前の公聴会のときに聞いておられたですね。あのときに、菊池公述人であるとかあるいは西村公述人などは、学問的に十分に検討をするならば、その合意を得なければならぬ。だろろうと思われれる範囲は学問的にはきまってくるというところははっきりとあのときに言っておられるわけなんです。そういうことはなぜできないわけですか。

〔大野(光)委員長代理退席、委員長着席〕

○岡部政府委員 確かに学者の考え方としてそういうお説はございましたが、ただ、たとえ育成地でございまして、たまたま産卵地でございまして、そういうふうな非常に関係があるというところと、その実際の魚獲というのとはずつと離れたところで行なわれるという点でも議論があったわけでございます。そこで、いまおっしゃったように、確かに非常に何かそういう限定されたもので限定されるなら私はそこだわりませんけれども、それが非常にむずかしいという見解に立っておるわけでございます。

○浦井委員 まだ納得できないわけなんです、時間があまりないようなので……。やはり私がいま言っているような方向で早急に努力をすべきだというふうに思うわけなんです。

それから建設省の次長さんもつい先ごろ、いろいろな審議会をつくってやればよいという委員からの御質問に対して、港湾審議会もあるし都市計画審議会もあるし公害対策審議会もある、そこでやれる、だから特別な権利者を定める場合にいまのままでよいのではないかとというような御意見を言われたように思うのですけれども、私は、こういうような学者の方々も入れた審議会のような機関をつくって、そこでこの埋め立てについては権利者はここなんだということをきめて、その意見を聞きながらというふうな形にすれば、けっこうできるのではないかと、そういうふうに思うわけなんです。どうですか、その点は。

○川田政府委員 お答え申し上げます。第五条の趣旨というものは、やはり地域的にも

一番はつきりした人方でなければいけないという、まぎれのないと申しますか、制度的にはつきりとされたものでなければ、たとえば用地を買収する際にはその必要な敷地というふうな感覚で、きわめて即物的に限定されたものでなければならぬという次第でございます。そこで、同意を得る権利者というのは今回の改正におきましてもやはりこの範囲でなければいけないというふうに考えた次第でございますが、補償等の関係で実害を受ける人方と事前にいろいろ相談し、補償等の予約もするということは、やはり埋め立て行政を円滑に推進していく上で必要なことと思っております。したがって、そういう意味で隣接海域の方々の救済ということも考えられると思うわけでございます。また、その区域そのものを科学的に一律に定め得るかどうか、それは、この法律の制度の同意義務の相手として見る場合の関係者の区域を科学的にきめるということになりますと、実行上やはりむずかしい問題が残りますが、そういう手続につきましても、自然科学の関係の方々の御意見等をいろいろ聞いて勉強していかなければいけないというふうに思います。

○浦井委員 私はやはり、その個々の埋め立てについて、知事の諮問機関として、学者であるとかあるいはいろいろな学界的の代表者を入れた審議会と申しますか、あるいは埋め立て委員会と申しますか、こういうふうなものをつくって、そこで科学的にもあるいは経済的にもいろいろ面から十分に検討すればやれるのではないかと、いうことを言っておるわけなんです。だからこの点はまあ主張しておきますので、ひとつ早急に、だれでもが納得できるような結論を早く出していただきたいと思いますというふうに私は思うわけなんです。それが第一点です。

それから第二点としては、例の四条の免許の基準の二号ですね。其ノ埋立ニ因リテ生スル利益ノ程度ヲ損害ノ程度ヲ著シク超過ストキには、その権利者の同意を得なくても知事は埋め立ての免許をすることができるといふ点なんです、こ

の損害の程度というものはこれはどうなんですか。最近のようにいろいろと環境破壊あるいは公害というふうなものが出ておる中で、これも現行のとおりなんですけれども、一体どういう形で損害というふうなものをはかっているのか。その前に、この損害の中には当然環境破壊であるとか公害というふうなものは含まれておるのだから、その金額なりいろいろな面で評価できるのか、ひとつお聞きしたいと思います。

○川田政府委員 四条の二号の運用実例と申しますことにつきましては、これは非常にシビアに運用しなければならぬ規定だと思っております。現実的な運用が可能かどうかすら私どもとしては疑問に思うくらいでございますが、一例といたしまして、大分の白杵のセメント会社のための埋め立てにつきまして地方裁判所が判決を出しております。その判決におきましては、何びとも環境上の損害等を十分配慮した上で、そこに埋め立て地ができて、まあある企業なり産業なり、その他もろもろの経済的な利益があるとして、その利益と反面失う環境上のマイナス等を比較考量して、しかも何びとも納得のいくような大きな差があるものでなければならぬということでございますので、これはまず運用は不可能なぐらいの規定だと思っております。

○浦井委員 そうすると、この法ができてから、大正十年以来この法が適用されて免許がおろされたような例はないのですか、あるのですか。

○川田政府委員 本条を背景といたしまして埋め立てを強行して土地をつくったという事例は、私ども、戦後は少なくともございません。

○浦井委員 先ほどすでに説明があったように、いまの白杵の風成の大阪セメントの例。これはその裁判のときにも出たように、当初県はこの項を論拠に持ち出してきたわけなんです。ところがそれはいけませんよというところで裁判官にいろいろと念を押されたけれども、結局この論拠を撤去したかったので判決の中で四条二号が述べら

れたという経過があるわけですね。そうですね。だから私は、これをさらにふえんしていくならば憲法二十九条に違反するとも思われるわけなんです。だからこの項は、いまお答えがあったようなことであるならばこれは改正案から削除してもいいのではないですか。どうですか。

○川田政府委員 お答え申し上げます。大分県が免許の適法なることを立証するための一つの手段として使っておりますが、現実的には一号該当で、公有水面に關し權利を有する人方の同意を得て免許をしたんだ、こういう主張をございまして、かりにこの同意が不成立だとしても、この免許についてはこれだけの利益があるのだからかまわないのではないかと、いうさきさきの議論に使ったわけでございますが、理論的に現行埋立法は、觀念的に埋め立てによって地域社会全体が利益するところがあるのだという一つの前提に立っているものですか。二号とか三号とかという条文はそのままになっておりますが、これはただいま申し上げましたように、この限りにおいて及ぼすような使われ方はしておりませんし、公有水面埋立法の現在の体系としてはここで一応のまとまりを示しているわけでございますので、あえて削除しなかつたわけでございます。

○浦井委員 適用もされておらないわけですから、これはやはり削除するということを要求しておきたいと私は思うわけなんです。それが第二点。それから第三点は裁定制度の問題で、この間の公聴会の公述人の方の表現を借りれば、弁護士も検察官も裁判官も一人の裁判官が兼ねておるようなものだというような表現がございましたけれども、この点はいまの井上委員の主張のように、第三者の裁定機関をつくるべきだということを一言つけ加えておきたいと思っております。

それから次の問題は、これもかけ込み申請の問題。これも趣旨は同じでありますけれども、こういう公文書があるわけなんです。これは岡山県宇野にある三井造船玉野造船所の問題で、これはこう書いてある。岡山県土木部長からことしの二月

一日に三井造船所長にあてた文書なんです。「工場設備拡張のための漁業補償について」ということで、「計画中の設備拡張については、内容検討中であるが、貴社は関係漁協と事前に補償交渉を行ない、補償金支払請求を受けられる段階に立ち至っているやに仄聞するが、免許又は許可の見通しが明確になる以前に、既成事実を作られるがごときは、行政上好ましくないので絶対に避けられたい。」というふうな文書が岡山県の土木部長から三井造船所長に渡っておるわけです。先ほどの例もこの例も、やっぱりこういうたくさんのことがあるのだらうと思ふのです。これもひとつ先ほどの建設大臣の御答弁のように、もっときつくやらなければならぬ。嚴重だけではないに、びしっと行政指導以上のものが私はほしいわけでございますけれども、具体的にこの件についてはさっそく調査をして実情をつかんで報告していただけますか、大臣。これは運輸大臣ですか。

○岡部政府委員 確かにたゞいま御指摘のような事実があったことを私存しております。それで、もう少しこれはどういふいきさつであつたかというのをよく調査いたしませんといかぬものですか、さっそく調査をさせていただきます。

○浦井委員 報告してもらえますか。

○岡部政府委員 はい。

○浦井委員 大体そういうことで、他の委員の方と論旨が少々ダブっておりますので、時間を省略する意味で飛ばしていきたく思ふのですが、要するに今回の公有水面埋立法の一部改正についてはつきりしたことは、過去ずっと埋め立て事業によつて企業が非常にうまくおるといふことがわかつたと思ふのです。

ここに二つほど例を出してみたいと思ふわけなんですけれども、関西に、具体的には尼崎を中心として、東洋建設という会社がある。これは会社年鑑の一九七三年版にありますが、はつきりとしゅんせつの手当というふうを書いてある。資本金五十億円で、総事業のうち三七％がしゅんせつ事業である、こういうことが書いてあつて、そ

こで私調べてみたんですけれども、尼崎、西宮の沖にこの会社が埋め立て免許を取つたわけなんです。それが昭和四年の五月三十一日。この当時に百五十九・八ヘクタール、これだけの免許を取つた。おそらくその当時百分の三の免許料を支払つたんだらうと思ふのですけれども、それがいまだに埋め立てられずに、一部埋め立てられてはいるわけですが、ずっと続いておるわけなんです。設計変更されたり、あるいは一部兵庫県へ譲渡してみたり、また設計変更してみたりということとでいまに至り、昨年の四十七年十一月八日にやっぱり、少し面積を違えて百七十八・七ヘクタール、こういうものを昭和五十一年六月三十一日までで竣功するんだということをやつておるわけなんです。だから私指摘したいのは、こういう形で大きな企業が、しゅんせつも埋め立てですから、国民の本来共有すべき財産である公有水面を独占するといふようなことは今後許されぬのではないかと。ましてこの例のように戦前の免許がいまに至るまで連続して続いておるといふような形は、これはもう大いに問題があるといふように私は思ふわけなんです。これが一つの例。

それからもう一つの例は岡山県の水島のクラレです。倉敷レーヨン。これはちよつと読んでみますと、県が埋め立てをやつて、そして県から昭和三十五年七月三十日にクラレへ譲渡されておる。その価格が三億二千万円。それが今度は昭和四十四年にクラレからその土地が三菱へ譲渡されておる。それが十六億九千万円という形、九年間のうちにそれだけの価格に上がつておるわけなんです。こういうことで、クラレはこの埋め立て地の転売によつて非常に巨額の利益を得ておるといふ証拠は、これは岡山県の公式の資料ですけれども、あるわけなんです。

それからもう一つ、クラレの場合、昭和二十七年の六月二十五日に免許を受けた合計二十一ヘクタール、これが昭和三十三年に竣功しているのにずつとそれを延長して、四十一年に至るまで法的には海のまま残つておるわけなんです。だから当然その間、埋め立てておるところからは何らの税金も取られずに、しかも適当な機会をねらつて一挙に埋め立てをやつて転売をねらつておるのだといふようなうらわささえ地元ではいわれておるわけなんです。

こういうふうな状態が、私は二例ほどあげただけなんですけれども、もっとところどころにこれらがあるのだといふふうな推測されるわけなんです。こういうふうなことをいままでの現法というものは許してきたわけなんです。だから、むしろ私は今回の改正案というものはおそ過ぎた、そういうふうな大きな会社の埋め立てを利用したほるもうけといふようなものを許容してきたと思ふ。こういうものを規制すべきだと思ふ。それと同時に、公有水面をほんとうの意味で国民の共有の財産にしようとする必要があると思ふ。

ところが、今回の改正案を見ると、建設大臣さえも認めておられるようにきわめて不十分である。一見規制をするといふふうに見せかけて、現在国民の中には公害反対あるいは環境を守れという声が強いわけですけれども、こういうふうな声をそらせるような役目をさせるような今回の一部改正ではないか。一方では、これは田中内閣のいう列島改造を進めていく一つの有力な手続法になるのではないかと、この点について最後に建設大臣並びに運輸大臣の御意見を承つて私の質問を終わります。

○金丸國務大臣 御指摘のように、この法案が完全なものでないことは私も認めておるところでございます。まことに検討する問題がたぐさんありまして、時間的に提出することができ得なかつた、そういうことでございますが、あくまでもこの法案を抜本的に改正して、一日も早い機会に完全な法律をつくり上げることが必要であることを私は痛感いたしました。そういう意味で、今後とも全力を傾けて検討したいと考えております。

○新谷國務大臣 この法律案が十分問題点をとらえてないということについては先ほど申し上げたとおりでございます。しかし、法律に基づきまして、その精神を体しまして、行政運用の面、それから行政指導の面であつて限りの方法を考へていかなければならぬと思つております。

○服部委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○服部委員長 この際、福岡義登君、浦井洋君、北側義一君及び渡辺武三君から、公有水面埋立法の一部を改正する法律案に対し、修正案が提出されております。

公有水面埋立法の一部を改正する法律案に対する修正案  
公有水面埋立法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。  
附則に次の一項を加える。  
(検討)  
13 公有水面の埋立てが国民の生活環境及び自然環境を著しく破壊する大きな原因となつて現状にかんがみ、政府は、公有水面の埋立てを原則として禁止する方針の下に、公有水面の埋立てに關する制度全般にわたり検討を加へ、その結果に基づき、二年以内に、関係法律の改正又は廃止について必要な措置を講ずるものとする。

○服部委員長 提出者福岡義登君から趣旨の説明を求めます。福岡義登君。  
○福岡委員 私は、たゞいま議題となりました公有水面埋立法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党、民社党を代表しまして、提案の理由及び修正案の内容について御説明申し上げます。

公有水面埋め立てが、今日まで高度経済成長政策の手段として採用され、大企業優先、生産第一主義の埋め立て、利用が進められてまいりました。その結果、自然環境を著しく破壊し、国民生活を大きく圧迫し、社会問題となつて、今日御承知のとおりであります。したがつて、今日重要なことは、埋め立て制度全般にわたつて、今日までの経過を総点検し、抜本的な方針を確立することでありませう。

しかるに政府改正案は、これらの基本問題を放置し、わずかばかりの部分的改善をはかろうとするものであり、きわめて不満であります。公有水面は、本来国民がひとしく利用し得る公共物であり、これを埋め立て、環境を破壊し、しかも、特定の者がこれを独占、利用することは許されないという原則が確認されるべきであります。

以上が、この修正案を提案する理由であります。次に、修正案の内容について申し上げます。修正案は、別紙のとおりであります。その趣旨は、公有水面の埋め立ては、原則として禁止する方針のもとに、この制度全般にわたつて検討を行ない、二年以内に法改正が行なわれるような必要な措置を講じようとするものであります。

以上が、この修正案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ慎重な御審議の上、可決くださるようお願いいたします。

○服部委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本修正案について別に発言の申し出もありません。

○服部委員長 これより本案及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

○榎山委員 私は、自由民主党を代表して、ただ

いま議題となりました公有水面埋め立て法の一部を改正する法律案の原案に賛成、福岡義登君外三名提出の修正案に反対するものであります。

御承知のように、本案は、最近における埋め立て規模の大型化、埋め立て地利用の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、公有水面の適正かつ合理的な利用に資することを目的として、出願事項の縦覧、意見の聴取等埋め立ての免許に利害関係者の意見を反映させる措置を講ずるとともに、免許基準の明確化、埋め立て地の処分及び用途変更の制限、追認制度の廃止、認可に際して環境庁長官の意見を求めること等として行なうのであります。

以上の改正は、現在の公有水面埋め立ての現状から見て、公有水面の適正な埋め立て、埋め立て地の合理的な利用等をはかる上において、万全の案とは言えないとしても、必要最小限の措置というべく、時宜に適したものとし賛意を表するものであります。

福岡義登君外三名提出による修正案については、公有水面の埋め立てが国民の生活環境及び自然環境を著しく破壊する大きな原因となつて、現状に對し、今後、法の適正な運用、改正をはかる必要があると考へるのであります。埋め立てを原則として禁止する方針のもとに公有水面の埋め立てに関する関係法律を改正したることは、妥当な措置とはいはれ、反対するものではありません。

以上で討論を終わります。(拍手)

○北側委員 私は、日本社会党、公明党、民社党、三党を代表いたしまして、政府提案の公有水面埋め立て法の一部を改正する法律案に反対し、四党共同の修正案に賛成の討論をするものであります。

○服部委員長 北側委員一君。

第一類第十二号 建設委員会議録第二十三号

昭和四十八年六月二十七日

一主義による高度経済成長政策のもとで、全国各地域においての公有水面埋め立てはその大部分が工業用地として利用されてきたことは周知の事実であります。その結果、海水を汚濁し、潮流の流れや速さを変え、漁場の荒廃をはじめ、工業誘致による大気汚染をもたらす、漁民や地域住民の生活権や環境権まで脅かしているのが実情であります。

ところが、政府案は依然として埋め立てに資するという従来の基本姿勢は何ら改められていないのであります。しかも、環境保全と災害の防止を云々いたしてはおりますが、環境庁長官のチェック権限は皆無で、わずかに主務大臣が環境庁長官の意見を求めるのみにとどまっております。

第二点は、埋め立て計画に対する地域住民の住民参加の配慮がほとんどなされていないことであり、埋め立てにより最も影響を受けるのは、申すまでもなくその海を生活のよりどころとしている漁民や、自然景観に基づく旅館業者をはじめ、その地域住民であります。

ところが、政府案は、縦覧期間中に限り意見書の提出を認めていますが、短期間の縦覧期間の間で、はたしてばく大な資料を整えた意見書を提出することができるといふ三つの条件が満たされなければならぬのであります。

以上が本案に対する反対の理由であります。次に、福岡義登君提出の四党提案の修正案に賛成する理由を申し上げます。

それは、国土全体の環境保全の立場から公有水面埋め立てについて制限規定を強化しようとする点であります。すなわち、埋め立てについては、今日までの公有水面埋め立ての実態に即して、埋

め立て制度全般にわたつて総点検を行ない、政府案のような一部改正でなく、埋め立て制度を抜本的に改正しようとしているのであります。

従来、本法により行なわれてまいりました公有水面埋め立ての例が示すように、自然環境を破壊し、漁場を荒廃させ、地域住民の生活を圧迫している事実を見ると、当然ここで、公有水面を今後人間がどのように利用するかということについて総点検をやり、抜本的に改正しなければならぬことは当然のことなのであります。

以上を理由をもって、政府案に反対し、四党共同提案の修正案に対する賛成の討論を終わります。

○服部委員長 浦井洋君。

○浦井委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、政府提出の公有水面埋め立て法の一部を改正する法律案についての反対討論を行なうものであります。

現行法は大正十年に制定され、その後実質的改正は一度も行なわれず今日に至つており、住民の権利を守る上からも、環境を保全する上からも、きわめて欠陥の多いものであります。したがつて、その抜本的改正が必要なのは言うまでもありません。

二九

土は文字とおり公害列島化してしまいました。この埋め立てを促進してきた手続法が現行の公有水面埋立法であります。したがって、いま必要なことは、埋め立てを規制し、もって環境の破壊を食いとめることでもあります。

政府も、「自然環境の保全、公害の防止、埋め立て地の権利移転または利用の適正化等の見地から」すれば現行法の「規定が不十分である」と、本改正案の提案理由を説明していますが、本改正案はあくまでも埋め立て促進手続法としてのワツ内のものであり、真に埋め立て及び埋め立て地の利用を規制して、環境を保全し、公害を防止するという国民の要求にこたえるものではありません。

なるほど、本改正案では、新たに「免許の基準」を設け、その一つとして「環境保全への配慮をうたつてはいますが、それはあくまでも抽象的な理念規定にとどまっております。埋め立てを規制する具体的な保障とはなり得ません。このような規定がいかに役立たないかは、工業整備特別地域整備促進法にも「公害の防止について、適切な考慮」をしなければならぬと規定してありますが、この工業整備特別地域整備促進法こそ新産業都市建設促進法と並んで、まさに公害コンビナートの建設を促進してきたものであることからも明らかであります。

また「免許の基準」にはこのほか、埋め立て地の利用が法律に基づく土地利用計画、環境保全計画に違反しないことと規定されていますが、現在の環境破壊、公害の激化が、まさに、国土総合開発法、新産業都市建設促進法等の法律に基づく計画に従って行なわれた埋め立てと、埋め立て地利用の結果生じたものである以上、土地利用計画に違反しないことという規定は全く無意味であります。

そればかりか、ときあたかも田中内閣が日本列島改造計画を推進しようとしているとき、わずかの不徹底な手直しと、実効性の全くない規定を盛り込んだ改正法に適合していることを理由に、環

境破壊、公害拡大の大規模工業用地埋め立て等が大手を振ってまかり通る危険性すら持つものであります。

日本共産党・革新共同は、このような立場から本改正案に反対することを表明します。

次に、修正案について意見を述べます。現行法がきわめて大きな欠陥を持つものであり、政府の改正案はこれを正すことができないのでありますから、法の抜本的な改正を求めるのは当然のことです。わが党は、公有水面の埋め立てについては、住宅の建設、環境の改善、災害の防止など沿岸住民にとって必要なものを除いては禁止されるべきであると考えています。この方向に沿って政府が公有水面埋立法の抜本的な改正を二年以内になるべくすみやかに行なうように修正案を提出したものであります。

以上のとおり、政府提出の公有水面埋立法の一部を改正する法律案に反対、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党、民社党提出の修正案に賛成の態度を表明して、討論を終ります。

○服部委員長 以上で討論は終局いたしました。これより採決いたします。まず、福岡義登君外三名提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕  
○服部委員長 起立少数。よって、福岡義登君外三名提出の修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○服部委員長 起立多数。よって、公有水面埋立法の一部を改正する法律案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○服部委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、天野光晴君、井上普方君、北側義一君及び渡辺武三君から附帯決議を付すべしとの動機が提

出されております。まず、提出者から趣旨の説明を求めます。天野光晴君。

○天野(光)委員 ただいま議題となりました公有水面埋立法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してあります。御承知のとおり、本法律案につきましては、当委員会において、関係委員会との連合審査会の開催、公聴会の開催等慎重に審議されてまいりましたのであります。公有水面埋立法の早急な抜本的改正、免許にあつたての環境に及ぼす影響についての調査及び直接間接の利害関係人の意見の反映、自然資源の保護、環境保全の免許基準の具体化、明確化、都道府県知事等の公正な立場からの損害補償等の裁定、漁業権者等に対する生活再建のための適切な措置、埋め立て地の環境整備、環境庁長官の意見の尊重等については、審議の過程において特に議論された重要な問題でありますので、ここに附帯決議を付し、以上の諸点について政府の適切な措置を強く要望する必要があると存するのであります。

以上が、本案に附帯決議を付さんとする理由であります。各位の御賛同をお願いいたします次第であります。

公有水面埋立法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)  
政府は、本法の施行にあつては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、近年における埋立地及び埋立地の利用が全国各地で社会問題となつていゝる現状にかんがみ、環境保全、国土の適正利用、所有権の帰属等の問題について公有水面埋立法を抜本的に検討し、早急に所要の法整備を行なうこと。  
二、埋立の免許または認可にあつては、埋立及

び埋立地の利用が環境に及ぼす影響について必要な調査を行なうとともに、関係地方公共団体および直接または間接の損害を受ける漁業権者その他の利害関係人の意見が十分反映されるよう配慮すること。  
三、環境保全の免許基準を運用するにあつては、自然資源の保護についても配慮するとともに、これらの基準の具体化、明確化に努めること。

四、都道府県知事等は、公正な立場から損害の補償等の裁定を行なうとともに、埋立により生活の基盤を失なう漁業権者に対し、職業のあつせん等生活再建のための適切な措置が講じられるよう配慮すること。  
五、埋立地の環境整備のため、建ぺい率の強化、公園、緑地、道路等の公的、私的空間の確保について適正な基準を設けるよう検討すること。  
六、埋立の認可にあつては、環境庁長官の意見を十分尊重すること。  
右決議する。

○服部委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本動議に対し、別に発言の申し出もありませんので、これより採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○服部委員長 起立総員。よって、天野光晴君外三名提出のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、建設大臣及び運輸大臣より発言を求められておりますので、これを許します。金丸建設大臣。  
○金丸國務大臣 本法案の御審議をお願いいたしまして以来、熱心な御討議をいただき、ただいま議決されましたことを深く感謝申し上げます。審議中における委員各位の御高見につきましては、今後その御趣旨を生かすようつとめるとも

に、ただいま議決になりました附帯決議につきましても、その趣旨を十分に尊重し、今後の運用に万全を期して努力する所存でございます。

ここに、本法案の審議を終るに際し、委員長をはじめ委員各位の御指導、御協力に対し、深く感謝の意を表し、ごあいさついたします。ありがとうございます。(拍手)

○服部委員長 新谷運輸大臣。

○新谷国務大臣 本法律案に対し、御熱心に御審議の上、ただいま御議決をいただき、ありがとうございます。

私といたしましても、本委員会における御審議の内容及びただいま御議決になりました附帯決議を尊重いたしまして、公有水面埋立法の運用に遺憾なきを期する所存でございます。まことにありがとうございます。(拍手)

○服部委員長 なお、おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○服部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○服部委員長 次回は、来たる二十九日金曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十三分散会

昭和四十八年七月十日印刷

昭和四十八年七月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W